

15010

每月一回定期發行

MAGAZINE  
OF THE PRISON  
SOCIETY OF JAPAN.  
NO. VI. JULY, 1900.  
VOL. XIII.

明治廿一年五月創刊

七月二十日發行

明治三十三年

# 監獄協會雜誌

第 三 拾 三 卷  
第 七 號

監 獄 協 會 發 行

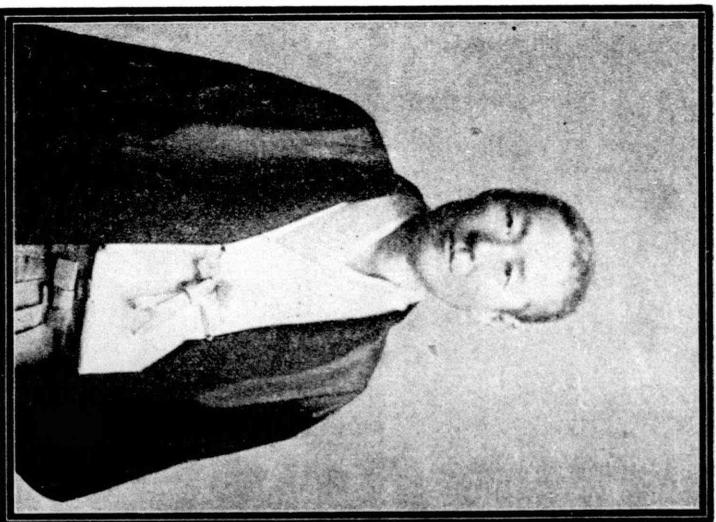
東京印刷局代印

第拾三卷第七號目次

○口繪  
 ●司法省會計課長若原性一君司法技師山下啓次郎君 (一頁)  
 ●我國人に監獄思想を注入せよ (四頁)  
 ●論 監獄局長に望む 孤松生 (四頁)  
 ●監獄管理組織に就て 上田定次郎 (四頁)  
 ●雜 錄 實務演習第三回 小河滋次郎講述 (二二頁)  
 ●時事片錄 留岡 幸助述 (四一頁)  
 ●時々のくさ (數拾件) (四八頁)  
 ●出獄人保護、惡少年感化 (五八頁)  
 ●被保護人の犯罪性行 原 胤昭 (五八頁)  
 ●出獄人保護事業の範圍 留岡 幸助述 (五八頁)  
 ●明治卅三年五月末日現在々々月監人員表 (六六頁)  
 ●叙任辭令 (數件) (六六頁)  
 ●通 信 兵庫縣看守訓練狀況 神戸 本多 平兒報 (六八頁)  
 ●空知分監第三回茶話會概況 四六 居士報 (六八頁)  
 ●特別寄書 司法大臣に望むの論を讀む 隨天 山人 (六九頁)  
 ●寄 書 第六回萬國監獄會議に對する感想 永田勝次郎 (七〇頁)  
 ●雜居制と分房制とに於ける作業比較論 粟屋 隆 (七六頁)  
 ●犯罪地理學の必要 岡山 鷺尾 教導 (七六頁)  
 ●監獄法令 (數件) (七六頁)  
 ●會 報 (數件) (七六頁)

第拾三卷第六號目次

○口繪  
 ●波多野司法總務長官●倉富民刑局長●柏原司法大臣秘書官 (一頁)  
 ●司法大臣に望む (四頁)  
 ●論 感化事業(地方官、會議場に於て) 留岡 幸助君 (四頁)  
 ●主義の疑感 孤松生君 (四頁)  
 ●條件附載列論(二) 小山 松吉君 (二二頁)  
 ●海外通信 小河岳洋先生より本會への私信(第一信より第五信) (二二頁)  
 ●出獄人保護、惡少年感化 (四〇頁)  
 ●救世軍出獄人救濟所 原 胤昭君 (四〇頁)  
 ●東京出獄人保護事業 留岡 幸助君 (四〇頁)  
 ●音樂の感化力 青柳 有美君 (四〇頁)  
 ●統計 明治卅三年四月末日現在々々監人員比較表 (四五頁)  
 ●雜 報 數十件 淚 雨君 (六六頁)  
 ●特別寄書 物平を得されば必ず鳴る 留岡 幸助君講述 (七一頁)  
 ●雜 錄 實務演習(第一回) 留岡 幸助君講述 (七一頁)  
 ●監獄の分合 神 鐘 童子君 (七一頁)  
 ●時々片々錄 鷺尾 教導君 (八五頁)  
 ●寄 書 司獄官の修養 鷺尾 教導君 (八五頁)  
 ●叙任辭令 監獄法令 (八六頁)  
 ●監獄法令 (數件) (八六頁)  
 ●會 報 (數件) (八六頁)



# 監獄協會雜誌第十三卷第七號

(明治三十三年  
七月二十日發行)

## 會 說

### ○我國人に監獄思想を注入せよ

世人に對し監獄思想を注入するの必要なる今更吾人の言ふを要せず、同人社會業已に其の事に向て努めつゝあるは吾人の知る所なれば也、然るに吾人今又茲に之を謂ひ、以て同人社會に警告せざるを得ざるに至れる也、蓋し我國人今日尙動もすれば監獄を目して、謂らく監獄は犯罪者を拘禁して之に懲苦を加へ、以て逃走脱獄等をせしめざるを以て足れりとすと、是即我國昔時の牢屋なるもの、觀念深く世人の腦裡に浸潤して未だ全く脱却する能はざるに因る、惟ふに世人の斯業に同情なき所以又實に茲に存し之か發達進歩を阻害しつゝあるは吾人の常々痛恨措く能はざる所とす、然れども吾人謂らく今日尙此觀念を懷く者は或る一部の人に屬するに過ぎずと、然るに何ぞ思はん、我國の上流に立て、夫れ等の誤解者を誘導調知すべき、即政治家而かも其の名譽争々たる人士にして、尙且之あらんとするに至ては、吾人之を惜み且之を

悲まざるを得ざる也。そは客月八日の事なりき。改進黨の名士關直彦外數氏か巢鴨監獄を參觀し、同黨本部に報告せんとする意見なるものが、時事新報の吾人に報ずる如くなれば、吾人は轉た驚愕に堪へざる也。即其の主要とする二三を左に轉載す蓋し他は類推するを得ん乎

一 監獄は國家の欠典を補ふ場所にして國光發揚の具にあらず然るに我國監獄の改善は外列國に對し裝飾の具となすが如き嫌ある事

一 外國人の内地監獄視察は其主とする所は政治の文野を判斷するにあり、然るに我國の監獄は學校よりも壯觀にして其美は歐米監獄に過きたる事

一 獄舎は逃走を防ぐを以て足る然るに其事務室は普通官署よりも美觀にして大藏省内務省の事務室よりも勝れる事

以上 報道にして誤りなからんか、吾人豈驚かざらんと欲するも得べけん乎。何んとなれば此の事若し政治家以外者に依て之ありとせば、斯事業の思想に乏しき我國人の常態として敢て怪しむに足らずと雖、諸士は我國有數の政治家として、又社會の木鐸者たる新聞記者として、又法律學者として其名聲噴々たる人士なるに、而かも監獄に對する觀念懇くの如くなりとせば、豈夫れ何を以てか其の惑を解き、以て文

明的國家の事業たる此監獄に同情を表さしめ、之か改良進歩を期待し得べけん哉。吾人は此報に接し、慨歎悲憤驚愕交々胸中に來往し、之を反駁するの勇氣をも全く阻喪せし也否之を爲さんとするも、其の要領を見出す能はざるを奈何せん哉。吁々此人士にして尙且然り然るを况んや、其の他の人々をや、宜べなる哉。吾人か當局者と共に夙夜之か改良發達を計るに華々たる事爰に年あり而かも他事業の如く其の効果の収まらざる事、又宜べ也。彼監獄費國庫支辦法案の如き、理義明確なる問題か、數年間に涉り幾度となく蹉跌し、纔かに客年を以て、其の成效を告ぐるに至りたる事等、蓋し又故ありと謂ふべし。吾人は今にして、又更に斯業の前途益々遼遠、杳として其の際涯を窺探する能はざる事を感ずると、同時に吾人の實務として、先世人に對し斯業の思想を大に喚起する事を努むるの急なるを覺へし也。

翻て歐米各國に於ける、斯業の改良進歩なるものを觀察すれば、非常の勢力を以て今日の成效を告げたるか如し、彼の然る所以のものは種々あるべきも、之を要するに之か改良を促かしたる主動者なる者は政府者に非らずして、却て其の以外者たる、即宗教家、慈善家、又は貴族、政治家、學者等にて在りし。知るべし我國の實況とは全く正反對なる事を彼か僅々たる年間に於て、此成效を告ぐるに至りたるもの、豈又偶然に非ら

ずと謂ふべし

彼が効果を速に收めたる原因茲に存し、我の之を速に收むる能はざる原因又茲に在りとせば、彼我の間に差違ある、又敢て異とするに足らん哉。

凡そ事の成敗運速は、皆其か故あり、吾人は徒らに淵に臨んで、魚を羨むの愚を止め、退て網を結ぶの策を執らざるべからず、故に吾人は今後之か改良の原動力たる、世人に向ひ斯業に同情を寄せしむる事を、益々馳めて勉めざるべけん哉、吁々吾人は今にして、我國斯業の前途益々遙遠にして、而かも吾人の責任彌々重く、且困難なるを感せし也、諸士夫れ醒めすして可ならん哉、諸士夫れ勉めよ焉。

論

説

○監獄局長に望む

孤 松 生

予は前回に於て、監獄改良の主義方針は那邊に在る乎を論せり、依て本回は更に一步を進め、豫算記賦方法并に施行等の細目に涉り聊か卑見を述べ、以て主務局長に望む

所あらんとす、即ち左に項を分ちて序述せん

第一 國庫地方費整理手續の決定を速に發表せられん事

來る十月に於て國庫へ引繼ぐべき財産整理の事は一朝夕に爲し得らるべき事に非らず、少くとも今日より着々準備せざれば其の期に際し非常の錯綜を生すべし、然るに國庫地方費區分勅令等も之か據る所を指定せられざる時は折角の調査も徒勞に歸するの虞なきを得ざるか爲め、自然着手を躊躇するに至るべし

第二 監獄費支拂命令官を典獄及支署長に分任せらるゝや否や

本項は經濟の利益、又事務の敏活を計るの點より考ふれば、勿論分任せらるゝ事と信ず、果して然りとせば由來此事務を分任せられ來りし地方は、速もあれ、否らざる地方に於ては、之か適任者を撰定又は之に要する帳簿器具等の準備をもせざるべからざるが故に、之か可否の決定は頗る急なるものとす

第三 囚人工錢の收支は、監獄用に限り相當工錢額を支出せずして、給與額のみを仕拂ふへしとの件は如何

監獄用に限り給與工錢のみを支出するは、便即便なりと雖も、動もすれば收支の明確を缺くの虞あるのみならず、監獄用の多少は往々豫期(風雨等の爲め臨時修築を要す

る事等を得ざるものあるに依り、收入豫算の基礎を確認する能はざるべし。故に予は信す普通收支の法に據るの優れる事を、但時宜に依り、改築工事等此方法に據らしむるは可也。兎に角之か可否は監獄改築工事の豫算調査上に、大に關係を有するか故に速に決定せざる可らず

#### 第四 受負業に係る授業者も總て官設するを要す

受負業に係る授業者の給料を、受負者に負擔せしむるは所謂一文呑みの百損的方法たる也。何んとなれば彼利益に慧き者其の給料を自己か支辨せざるを得ずとせば、其の工錢に於て己に夫れ丈の額を減ずへきは當然にして、而かも其の者は事實的受負者の雇人なれば、其間謂ふへからざるの情弊の行はるゝは是を實驗上に徴するも明かなる所也。然れども論者或は云はん官に於て嚴に監督を施すに於て何ぞ之を思ふるに足らんやと、之口に謂ふべく實に行ひ難き、所謂卓上論のみ、鑑一文の價値あるなし、縱し一步を譲り監督を以て、總ての情弊を防止し得るとするも、何を苦んてか去る危険なる手段を執るの要がある。凡そ禍害を患ふる者宜しく先其の禍根を絶つに在り故に予は信す寧ろ官に於て之に相當の給料を與るの得策なるを、尤も之か爲り多少の支出を増加するは勿論なれど一方收入に於て優に之を償ふの利益あるのみな

らず、官紀を嚴肅に保維するを得べき也

#### 第五 監獄の作業を特別會計とするの必要なし

工業資金は如何に多額に支出するも一方に回收するものなれば、毫も經費の増加に影響するものに非らず。取に予は之か特別會計とし多くの手数を要するの理由を認めず寧ろ普通會計法に依り其の必要に應じ相當の資金を配賦するの優れるに如かすと信する也

#### 第六 日曜日とは總て休役せしむるを以て、最も可なるものと信す

日曜日を終日休役せしむべからずと云ふ理由は工錢の收入を減し、又は囚徒等無聊の餘り犯則等を爲す者多しと云ふに在り。然れども監獄の作業は云ふ迄もなく、收入の外に重大の目的を有するものなれば、縱令へ多少の收入を減するも、其の主なる目的の上に利益あらは、敢て憂ふるに足らず。况んや之か爲め減少する額は僅々たるをや。又其の犯則者を出す多しと云ふに至ては更に理由と云らず、予の見る處に依れば、施行細則改正に際し、當局者の諄々説明せられたる如く、教誨の外、衣服の補修、洗濯、理髮、入浴、又は通信其の他の雜用に充つる時は平日之か爲め要する人夫を減し、又本人をして服役時間に是等の事を爲さしむる爲め、費やせし所の時間を相殺する時は、差

引殆んど零となるのみならず、紀律上又は看守の休養上に於ける、利益等舉げて數ふべからざるもの也と信す

### 第七 判任官の定員及俸給額の一定を望む

吾人か此事の一定を切望しつゝ、在るや久し、而かも今日尙此事なきは惟ふに地方廳との關係上止むなきに因るなるへし。然れども今や監獄刷新の時なり、瑣々たる事情に勾々する時にあらず、當局者たる者眞實に監獄の改良を企圖せらるゝならば、斷々乎として之か處置を施すへき也。尤も之か俸給額に就ては、曾て主務大臣より地方長官に對し、再三指示する所ありしか、更に其の効なきか如し故に是亦定員と同時に適當の額を定め以て其の人を得るの道を開かざるへからず、吾人は此事に就き頃者頗る奇怪の事を聞けり、曰く監獄書記看守長の俸給額は裁判書記に準ずるを要すと、此言果してありとせば何人の口より出しや、予は容易に信するを得ざる也。然れども近來其の本を計らすして、其の末を等ふせんとする目的の論者往々少なからざる也。予の之を杞憂する又故なきに非らざるべし

### 第八 監獄醫を判任官とするを要す

監獄醫を奏任待遇にせんとの希望は實に同人社會の宿望にして、當局者も亦之に同意を表されつゝある如し。然るに今日未だ此事なし、若し之を奏任待遇とする能はずとならば實めては判任官とせん事を切望するなり。現に集治監の監獄醫は、純然たる判任官なるに、獨り地方監獄の故を以て之を異にする謂はれなければなり、現今此職に應ずる者少なく、又就職し居る者も兎角其の腰の据らざる事恰も日雇者の如くあるは、偶々之に安する者は其の技術に乏し、蓋し其の給額寡少なるに因ると雖も、畢竟之に相當の資格を與へざるか故也。識らば當局者は今日の實況を以て監獄衛生の改良發達を期し得らるゝとする乎、庶幾くは當局者たる者、各地方の實地に就て監獄の衛生、監獄醫の技術、及之が交迭の如何等を仔細に審査査察し我國在監人の死亡數に就て考一考する所あれ、蓋し思半に過くるものあるべき也

予は序ながら監獄醫務に就て尙一言せん、その他なし、監獄醫務は現今、其の醫師及藥劑施術器等に至る迄、悉皆地方の病院等に一任し、在るもの有り、若くは監獄に於ては醫師の幾分を置き、其の他の供給を總て病院に仰き居る所ありて、監獄衛生に不利を與へつゝあるは、當局者の熟知する處にして、吾人に對し屢々之が改正を勸誘せられたる所とす。然れども、地方經濟の事情之が改正を許さざりしが、今や已に國庫支辨たらんとす、依て一日も早く適當の施設を行はれん事を望む也

予は是より以下に於ては豫算配當の事に就き更に當局者の留意を煩はさんとする者也。聞く國庫支辨實施後に於ける豫算配賦の標準は現年度の地方議會の決議額并に前年度に於ける精算額に基き、之を分配すと云實施に際し一時適當の標準なきの止むなきに出づるものならん乎。果して然らば將來は各地方の事情即物價の昂底、縣會議決の狀況、物品貯藏の有無、又は之か使用者注意の精粗等、又建物に就ては、其の朽敗廣狹の實況等を審察して、各地毎に適切に配賦せられん事を望む也。已往の實況に依れば、各地の經濟は、縣會等の事情に依り、其寬嚴に非常の差異あり、故に今後若し其の事實に據らずして、卓上の拘子定木に依り、分配せらるゝ時は、優者は益々優にして、劣者は益々劣となるの不公平を生ずるに至り、其結果行刑の苦痛を畫一にせんとの切角の國庫支辨法も、或は水泡に歸し去るに至らん乎。

第九 看守給豫算配當額は全國同一なるを要す

予の聞く所に依れば、看守給配賦額は、地方の狀況に依り差等を設くと、若し此事の如くならん乎。是頗る謂はれなき事と信す。何んとなれば、俸給は其の人に就ての報酬にして、其の地方に依り之を異にすべきものに非らざれば也。若し或る地方に依り物價昂貴の爲め、職務の体面を保つを得すと認むるあらば、宜しく之を宿料其他の名義

を以て特に給すべき也。惟ふに彼の改正地方官俸給令の如き、俸給を同一にし特定の地方に加俸を附したるの意蓋し亦茲に存するなるべし。元んや看守の職務の如く地方の都鄙に依り、其の人物の能否を異にする者に非らざるをや。

第十 看守救助法、并に看守以下の旅費賞與及賄額等を平等ならしむるを要す

以上の費額は各地方に於て適宜之を給する事なるも、元來看守等の職務は皆同一なるに之れに給する額の區々なるは、頗る允當ならず、殊に年金の如き、國家か同功一体の者に報ゆるの恩惠なるに、甲乙地方に依り、之を異にするが如きは、誠に不都合千萬と謂はざるべからず。

第十一 女監取締及授業手に一定の服制を定め之を官給するを要す

之が一定の規定を設け、官給するの必要なるは言を俟たず現況に依れば地方に依り、之を一定して官給するあり、又は之を自辨せしむるあり、是亦速に相當の制を設けざるべからず。

第十二 控訴せし者を執行する場所を規定するを要す

今後は此四人を何れの地方に於て執行するも可なる如くなるも、之を適宜となし置く時は、彼控訴因の上に一種の弊害を生ずるのみならず、又甲乙地方の經費豫算に過

不足を生じ、若くは看守定員の増減を來し或は一方には監房の狹隘を告げ、一方は之か空虚を生ずる等より各監の間に種々紛争を生ずるに至るや必せり。故に之が相當の方針を豫め定むるの必要あるは勿論也

### 第十三 備品、消耗品、被服、臥具及雜費等の豫算は之か標準を定むるを要す

此種目に屬するものは、何れの地方も皆同一費額を要するなり、故に特殊の事實存するものも外は、一定の標準を設け配賦するを要す。若し之を従前の豫算又は精算等に比準する時は、非常の不平均を生ずるは言を俟たざる也

### 第十四 作業施行方法を一定するを要す

作業の主義方針を一定する事に就ては、予は是迄屢々論する所あり、已に前回に於ても之を述べたり。故に爰には其の主義方針の事を謂はず、但之か施行方法に就て少しく言ふ所あるべし。假令へは監獄の作業は官司業受負業、孰を以て可とするや、若し請負方法を執るとせば、之を隨意競争又孰れを以て適法とするや、而して其の器具又は、工場負擔は、二者其の孰れに屬すべき乎。又官司業を以て可とする時は、之か計、純益損益勘定等算方は、奈何にすべき乎。尤も是等の事は地方の狀況、獄舎の構造、及人員等の關係上、一律なる能はざるは勿論なりと雖も、抑も監獄作業は、刑罰執行條件中最も

主要なるのみならず、經費補充の一大財源とも云ふべきものなるに、之を各自の隨意たらしめ、而かも徒らに之か收入のみを督勵する如きは、蓋し本末を誤るの甚しきものと謂ふべし。若し夫れ之か收入の道を確平たらしめんとせば、須らく先づ之か主義方針并に施行方法を一定し、假令俄かに之を實行せしむる能はざるも、漸次之に據らしむるの手段に出でざるへからず。現今の如く之が主義方針なく又其の施行方法定らざるに於ては、之か將來に對する收入豫算増收の見込の立たざるは當然なりとす。予の希望するもの尙一にして足らず、前來序述したるものは、最も急なるものにして之か改廢施設を運々する時は、爲めに蒙る所の弊、失、甚なからずと、信するもの而已。予豈敢て徒らに辨を好まん哉、又止むを得ざるに因る然れども當局者或は謂はん乎、是等の事我已に成算のある在り、敢て汝の嘔々するを須ひん乎と、果して然らば予又何をか言はん哉、何をか言はん哉

## ○監獄の管理組織に就て

上田 定次 郎

我國監獄制度の改良即ち辭を換へて之を云へは監獄事業の一大革命は今や正に過

渡期にあり吾人何を以て之を云ふ曰く府縣監獄費國庫支辨法の制定之れに引續き監獄の主管變更に關する官制改正の發布即ち是れなり由來我國維新後の監獄に關する主管の沿革は茲に之を縷述するの要を見ずと雖も當初は一時純然たる司法事務とし斷獄課に於て主管せしことありと雖も後改めて内務行政と爲し一般に府縣の行政事務として之を取扱はしむることとなり爾來兩三回の監獄則の制定及改正を経たりと雖も要するに監獄の最上監督官廳は常に内務省をして管掌せしめ引續き今日に至れり最も此間或は監獄事務の性質に就き内務司法兩省の内何れに屬せしむるを以て果して適當なりとするやの疑問に就ては嘗て學者實際家の間に往々論議ありし所なりしか今や突然官制の改正に依り監獄の主管を擧げて司法省に移すに至る而して其理由とする所は畢竟監獄事務は司法行政の一部にして刑事裁判事務の執行を主とするものなれば之を司法省主管に隸屬せしめ獄制の統一改良を計圖するにありと云ふにあり事實果して然らば是れ一應道理あるか如しと雖も吾人は容易に此説を賛成する能はざるなり否全然之に同意する能はざるのみならず寧ろ却て其結果は將來我國監獄改良事業の上に至大なる障礙を見るか如き事なき哉を疑はざるを得ざるものあり何となれば即ち近來監獄改良主義の神髓とする所は

云ふ迄もなく懲戒主義若くは復讐主義に基く學説は業既に我監獄社會より唾棄せらるるに至りたると同時に是に換ふるに感化主義教育主義を採用しつゝある今日、監獄行政を擧げて司法省主管と爲すときは或は施いて舊時の復讐主義に復歸するなきやを疑ふべければなり然りと雖も這般の改正は只單に監獄最上監督權の所在を内務省より司法省に移したりと云ふに過ぎずして廣義に所謂内務行政たる點に於ては従前と毫も變更する所なきを以て之を見るときは強ち之を非議すべきにあらざるのみならず今後監獄行政機關の設備如何に依れば寧ろ却て吾人か嘗て理想とせし拘禁制度の改良行刑畫一主義の勵行を期するを得るの捷徑たるを信するものあり以下其理由を略述せん

抑も今回の改正官制に依り監獄の上級監督官廳を中央内務省より分割し之を司法省に移したりと雖も監獄局の分掌事務は依然として従前と變更する所なく純然たる廣義の内務行政中の一部にして即ち帝國憲法に所謂司法機關とは全然之を分割し各其職務の畛域を守り互に相侵犯せしむべからざるや勿論監獄の直接管理權は集治監を除くの外總て從來と異なることなく各地方長官管理の下に隸屬せしむること依然として舊時と異なることなし故に吾人は今回の改正は實質的監獄管轄權

の變更革命にあらずして是れ畢竟中央各省主管事務の分掌を其繁閑に依て之を分配したる結果に過ぎざるものと見るを以て正當なりと信す然りと雖も吾人は最終の監獄行政に對する管理機關として今日以後永く地方長官管理の下に隸屬せしむるの絶對的不可なることは本誌屢々吾人の卑見を開陳したるか如し何となれば監獄費國庫支辨後は各地方に分離したる地方官廳に之を管理せしむるの必要なのみならず寧ろ却て其管理權を分立せしむるの結果は施いて監獄事務の改善を妨げ行刑の統一を缺くの弊あるを免かるへからされはなり是れ即ち同人社會か曾て監獄をして地方政務の一部に屬せしむるを不可なりと絶叫したる所以の理由にして從來の如く府縣監獄費をして地方稅負擔の下に屬せしめたる舊時は姑く之を止むを得ずとするも國庫支辨法の施行に依り之を正徑の軌道に復したる今日以後に在ては猶更之か管理權を地方長官に委任し置くの必要理由は吾人遂に之を發見するを得ざると同時に今回の改正官制は事茲に及けざりしを以て吾人は心竊かに之を遺憾とせり夫れ既に監獄の直接管理權は斷然地方官廳より之を分離するの必要あること既に以上の如し果して然らば今後之を如何なる機關に依て之を管理するを以て正當なりやと云ふに世間或は今回の官制改正を以て將來を臆測して曰く監獄

をして司法省所管事務に移されたるは是れ即ち次回の官制改正の期を以て地方長官の管理權より分離し之を檢事正又は檢事長の主管事務に隸屬せしむるの前提準備なりと是れ亦一應起るべき推測なるか如しと雖も吾人を以て之を觀れば是れ亦蓋し正鵠を得たるものにあらざるべきを信す既に檢事とし云へば純然たる公益保護の職責に在る司法行政官吏にして一面亦法律上行刑指揮者たるに相違なしと雖も要するに檢事か本然の職務は即ち犯罪の捜査起訴公判立會民事干與等の責に任し所謂裁判の適否を監視し結局確定裁判に對しては刑の執行を指揮する官吏なるを以て進んては行刑監督の任に膺らしむること理論上或は不可なきか如く想像せらるると雖も抑も國家か監獄てふ特殊の行刑機關を設け亦行刑法令たる監獄則なるものを制定發布したる趣旨より之を考察するも行刑と裁判の適否を監視する檢事の職務とは其間に截然たる分界を立てざるへからざるの必要ありとす殊に况んや檢事本來の職務は犯罪の捜査即ち犯罪人を檢舉し起訴し裁判所繫屬中は始終原告官たるの地位に立ち不當と認むる裁判に對しては進んて之を上級裁判所に控訴又は上告する等の職務に従事する傍はら一面假に監獄行政の任に該るとせんか勢ひ情の爲めに掣肘せられ彼れ被刑罰者を酷過虐待するに傾き易きは人情の免がるへ

からざる通弊なるに於てをや、是れ即ち吾人か理想上監獄の管理權をして檢事正若くは檢事長の所管に屬せしむるの不可なるを主張する所以の大畧にして其詳細なる事由の如きは吾人茲に之を繰述するを要せざるべし

果して然らば今回の改正に依り監獄の主管を擧げて司法省に屬せしめたるの結果は今後如何なる組織及機關を以て監獄事業の改良を促進し所謂拘禁制度の改良獄務の統一を期し、遇囚の要義を擧げしむるやと云ふに吾人は現時の如く囚人監拘置監を問はず地方行政区劃に依り地方長官直接管理の下に置くは斷して其不可なるを信する者にして殊に裁判所設置區域を無視して裁判事務と尤も直接の關係を有する拘置監を各府縣に分置し知事の監督に屬せしむるか如きは到底刑事被告人拘禁の主義に副はざるを如何せん、而して亦之れと同時に中央行政に屬する純然なる行刑事務を地方稅支辨當時の如く依然地方行政事務に隸屬分置するか如きは刑罰執行の主旨よりするも將た亦國庫經濟上の點より考察するも徹頭徹尾正鵠を得たるものにあらざるべきを信す、而して亦第二の檢事正若くは檢事長主管の下に屬せしめんとの説に對しては事實上或は刑事被告人を拘禁する拘置監は裁判上姑らく之を止むを得ずとするも確定裁判を経たる囚人を繫束する囚人監を同時に檢事の主

## 論

## 說

管に屬せしめんとするか如きは勢ひ情弊に陥り易く其結果却て最近の學說實驗上より案出せられたる感化改良主義を蔑視し以て遇囚の要義を沒却し終るの虞なき能はざるを如何せん、想彼思之は結局監獄の監督機關は之を別個特殊なる機關に依り現今獨逸國に於けるか如く拘置監は之を檢事の主管に移し地方監即ち囚人監獄は全國適當の地に配置分設し特別の組織に依り設けられたる別種の機關に依て之を監督管理せしむるを以て策の得たるものなりとす、吾人の想像する所に依れば刑法改正案は業既に法典調査會の審査を経たりとの事にして今期第十五帝國議會に提出し協賛を求められんとすと云ひ、殊に亦刑法草案に依れば刑名を簡約し懲役禁錮の二種とし囚人を島地に發遣するの制度を全廢せらるべしと云へば他日刑法改正の曉に至ては現今の集治監制度は結局之を廢止することゝなるは素より當然なるを以て現行の集治監地方監の區別は之を廢止し其名稱は如何とするも兎に角一定の名義の下に一般囚人を拘禁するに至るべし事實果して然らば結局監獄行政事務は現今の集治監の如く司法大臣直接監督の下に置く乎若し又監督上の便宜より司法省直轄に屬せしむること至難なる事情ありとせば司法大臣の裁判所に對するか如く、大藏大臣の稅務管理局又は葉烟草專賣所に於けるか如く、更に別個の中央監

獄行政官廳なるものを特設し以て直接監督の責に任せしむるを以て尤も可なりとす去れば其最高監督官府は姑らく改正官制の趣旨に則り司法大臣の管掌事務に屬せしむるも決して其不可なるを認めざるなり

之を要するに監獄行政の所屬は必ずしも内務司法何れを撰むものにあらすとも雖も監獄行政事務は純然たる地方の行政政務にあらざるのみならず由來政府か兼て監獄費國庫支辦法の通過に努めたるは要するに之を地方の政務より分離し亦其經費の出所を國庫とし之と同時に監獄事務の統一行刑の摯實を期するにありたるを以て彼是之を参照するときには監獄費國庫支辦後第一着手として最高監督權を司法省に移されたるに拘はらず其直接監督權は依然として地方長官に屬せしむるの不可なるは素より論なき所にして早晚之を地方政務より分割するの必要を生すへきは勿論他日果して之を地方の政務より分離するとせば檢事正若くは檢事長の監督の下に置くが如きは是れ即ち取りも直さず五十歩百歩にして寧ろ却て今日に至る迄盛に唱道せられたる監獄改良主義の神髓は遂に之を滅却するに至るの虞なきを保せず是れ實に吾人の杞憂に堪へざる所なり故を以て結局今後の監獄行政の監督機關は數箇の獨立機關を設け其名稱の如きは素より撰む所にあらすとも雖も假に全國を

中部東部西部若くは之に四國部九州部等に區別し第一次に各部内の監獄行政を監督せしめ第二次に於て司法大臣の監督指揮の下に隸屬せしむるを以て可なりと信ず而して若し此複監督の制度に就き經費其他の點に付異論ありとせば結局現今の集治監に於けるが如く全國の監獄を司法大臣の直轄に屬せしむるの適當なるは吾人の確く信して疑はざる所なり政府當局有司以て如何と爲す

雜 錄

○實務演習

(第三回) 一月十六日(火曜)

於警察監獄學校

小河滋次郎講述

監獄官吏は總て其監獄に於て施行する所の作業に通曉するの義務を有す如何とすれば作業に通曉するに非れば作業に關する適當の處理は勿論作業素品の使用其他製品の注意等に關し到底適當なる督勵調査を爲す能はざるを以てなり

監獄官吏は互に和親を旨とし公私に論なく互に其體面を保全するの義務を有す

官吏たる者は總て職務上の秘密を確保するの義務を有す假ひ刑事上の證人となる場合と雖も事苟も其職務に關する事項なるときは上官の許可あるに非れば之を陳述することを得ず就中監獄官吏は最も職務の秘密を保たざるへからず官吏は最近親族の間と雖も此の秘密を漏泄することを得ず誰か監獄に秘密なしと謂ふ行刑立法の主義は監獄官吏の各自に依て始て其旨趣を全ふすることを得し秘

密を以て警察の専有と爲すか如きは誤解の甚たしきものなり監獄官吏は本人は勿論其家族婢僕に至るまでも秘密を保たしむるの義務を有す監獄の秘密とは何そや苟も職務に關する事項は其直接遇囚に關する事と監獄行政事務に關する事とに論なく總て之を包括して秘密と稱す

監獄官吏は死刑執行の情況に關し死刑者の舉動、刑場の狀況等に關する事項は勿論何人か如何なる作業に従事し其行狀は如何又は如何なる監房に拘禁せらるゝ等總て其情況如何に付ては堅く他人に漏泄することを得ず

例令は時として社會に有名なる人士か囚人などなると假定せんに其囚人は如何なる業を爲し居るとか第何號の監房に居ると云ふか如きことにし居るとか云ふ事項の新聞に記載せられしことあり是等時として監獄官吏の口より傳はること無し

きを保し難し斯る事柄の世人に漏洩するは機密漏泄の最も重大なる事と謂はざるを得ず  
監獄官吏は如何なる場合に論なく囚人に對し直接に註文を爲し又は註文を受くることを得ず  
是は獨り製作品を註文する事のみならず此註文は依頼と云ふ言葉を含み居るなり或は囚人より依頼を受くるとか若くは囚人に肆まゝに依頼するとか云ふか如き私に關係することは如何なる場合と雖も爲すこと能はざるなり

又私事に關する談話を爲すことを得ず  
註文することを爲す能はざるのみならず職務以外に私に關する談話を爲すことを得ざるなり  
若し囚人より之を挑む(仕掛くる)ときは嚴に之を拒絶す猶ほ説諭を加へ若くは相當の處分をなすべし

又規則上享有するを得へき恩惠事項(食物の購求、監房、工場の移轉、書籍看讀又は信書を認むる等)

と雖も官吏は相當の手續を爲さずして肆まゝに之を囚人に許可することを得ず

例へば行狀方正なる者に關しては規則に依りて相當の工錢を得、食物の購求を許すことありと雖も看守に於て其手續を経すして之を專行すること能はず

官吏は囚人の廉耻心を涵養することを努むるか爲めに如何なる場合に論なく囚人に對し侮辱を與へ凌辱を加ふる等苟も其廉耻心を害し其品性を損するか如き行爲あるを許さず

是等の事は往々に下級官吏に依て行はるゝ所の事柄にして漫に囚人たるの故を以て之を輕蔑し場合に依ては之を凌辱するあり是等は最も戒飭を加へざるを得ず其結果は即ち自暴自棄に至り終に犯罪より遠さかる道を全く失ふことあるべし如何なる罪惡人も幾分の廉耻心を有し居れども唯々時としては蔽はれ、時としては減少する

ものなれば僅かの廉耻心の萌芽と雖も之を發育せしめざるを得ず其萌芽の發養せらるゝは殊に日常僅微の間に存す即看守の日々取扱ふ所の舉動に於て存するを以て此點に就ては殊に下級官吏は注意せざるを得ず

監獄署の給仕、小使等を監房、工場等囚人の現在する場所に入らせしむべからず家人(家族婢僕)の如きも成るべく監獄に入らせしめざるを要す若し止むを得ざるときは囚人の現在せざる場所に限りて相當の官吏を附して之を許可すべし決して獨歩せしむべからず

余輩か地方監獄を巡回するに當り往々にして婦人小供か盛んに監獄に出入往來するを目撃せり即監獄署に勤務する父の辨當を持往き或は用事の爲めに出入するものなれども是等は成るべく其取締を爲さざるを得ず尤も辨當の持運びに婦女子を使ふは止むを得ざるべけれども斯る者か

縦ひ四人の居らざる所と雖も門内事務所に出入

するは宜しからず出來得へくんは絶對的に禁止

せんことを希望す或は接見の場合に母親か小兒

を連れて接見することあり斯る場合に其小兒を

離すこと能はされは是等の事は或は豫め監獄署

の控所に掲示を爲し置きて連れ來らざる様注意

するの必要あり或は監獄の近傍に於て動もすれ

ば小供か四人の眞似事を爲して遊戯することあ

るを以て外より使其他の者か來りて止むを得ず

之を許す場合には一々門衛又は巡視か附添ふて

案内するを可なりとす又幼少なる給仕杯か自由

に監房、工場に出入往來するとあり是等も囚人

の居る所は勿論事務所以外の監獄内を歩むこと

は最も嚴重に禁止するを必要なりとす小使の如

きも亦然り自由に監房、工場に出入せしむへか

らす是等は何れ事務員の命令なりと雖も是又一

の事務なるを以て夫れか爲に看守、押丁を定め

置きて可なるへし

上官の命令

上官の命令は命令者としては之か履行を謀り被命

令者としては嚴正忠實に之に服従せざるへからず

故に上官の命令は最も明瞭にして且つ之を下した

る以後に於ては果して其の命令か適實に施行せら

れあるや否やを監督せざるへからず

命令の最も明瞭を要することは謂ふ迄もなし然

るに往々にして命令を下すに當て分明を欠き被

命令者をして何れにして宜きやと云ふことあれ

ども其の一旦命令を下す以上は之を嚴正忠實に

實行せしめざるを得ざるものにして命令を下し

其儘に措くこと能はず如何に其の命令實行せら

れたるやと云ふことを糺さざるを得ざるなり

看守に對する上官の命令は其の看守の多數なるど

且つ往々直接に之を傳達する能はざる事情あり

看守の數は多數なるに依り往々典獄直接に命令

を下すことを得ず爲めに時々誤解を招き或は命  
令の旨趣を貫徹せざる憂なき能はず且つ時とし  
て實際上上官の命令を傳達するに當り之を傳達す  
る中間の官吏に於て上官の旨趣を誤解するか如  
きことなきを保せず

其の命令を適實に傳達せしめ命令を受けたる看守  
に於て充分了得する所あらしめ且つ其命令暫行の  
監督に便ならしむるか爲めに看守をして命令手帖  
(受命簿)を調製せしめ或は監獄より之を交付し看  
守をして日々命令せられたる事項の大意を此手帖  
に記入せしめ且つ傳達後一應之を朗讀せしむへし  
例へば或る看守に今日は何處の監房を掃除せよ  
とか或は何處の監房を捜檢せよとか或は炊事に  
於て如何なる料理をせよとか云ふか如き事項の  
大要を手帖に書して朗讀せしめ之を了解したる  
や又之を實行したるやと云ふことを糺すへし或  
は其の傳達者か甲の監房の捜檢を爲すへしと傳

へたるに受命者は乙の監房の捜檢を爲すへしと  
云ふことに間違ふか如きことなく其の命令か體  
に傳達せられたるや否や其の手帖に依て始めて明  
瞭するものなり

尙ほ上官は毎月一回此の手帖を檢閲すへし尤も此  
の手帖に記載する命令は口頭を以て傳へられたる  
場合に限る

余は此の規定を我邦に適用するは最も必要なる  
へしと信す或は特に命令帳簿を交付するか若く  
は既に看守に交付しある手帖に記入せしむるも  
可ならん而して其の手帖を毎月一回監獄に取集  
め以て之を檢閲するの必要あり

監獄官吏の分掌例

前段に於ては監獄官吏の一般に關する職務上の  
事柄に於て陳述せしか是より監獄官吏の分掌例  
(分掌職務又は分掌事項と云ふも可なり)に就て  
開陳せん諸君の了知せらるゝ如く我邦に於ては

看守、雇人分掌例なるものあれども書記、看守長、典獄の分掌例に至りては唯「書記は計算の事務に従事す」とか或は「庶務に従事す」とか云ふ如く茫漠たる規定か官制中に記載しあるのみにして未だ詳細に規定したる分掌例の設けなし

ふか如きことを述べん尙ほ茲に一言す諸君か典獄を補佐するに付ても典獄の職務は諸君に取て最も必要なりと信するに依り本項に於ては殊に注意して聽聞せられ且つ記憶せられんことを望む

### 第一典獄の責務

此の分掌例に就ては内務省に於ても既に大体の草案は出来居りて未だ之を發布するの運びに至らざれども是非とも此の分掌例を設くるの必要あり何となれば彼の監獄官吏の責任を問ふ場合即懲戒處分を爲すに當りて實に監獄官吏の負ふこと能はざる不道理なる責任を負はしむることあり斯くては之を懲戒するも其の實効を見ること尠かるべし是を以て其の責任を明かに規定し

典獄は監獄全体の事項を統轄するの責務を有すること勿論なれども殊に在監人の適法に處遇せられ居るや否や即在監人か法律規則に依り刑を執行(未決人なれば未決拘留の執行)せらるゝ上に於て同時に悔過遷善、出獄の後に秩序ある生活(良民的生活)に復歸するに適當なる方法を以て處遇せられ居るや否やを監督するの責務を有す

置き之に依て其の責任を問ふこととせば従て其の事務の成績を充分に舉げしむることを得べしと信す就ては是れより極めて其の大体、例へば典獄は如何なる事柄に於て責任を全ふすると云

此の刑を執行せられ悔過遷善、良民的生活に復歸するに付ては猶ほ後段に詳述すべし典獄は囚人を監房に配置する事、即分房又は雜居房に配置し若くは之を轉房せしむる事に就て直接

### に指揮監督するの責務を有す

此の囚人の監房配置は獨り自ら監督するのみならず自ら監房に配置することを指揮する責務を有するなり此事は往々典獄か抛擲し居り甚たしきは看守の適宜に任せ置く者あり猶ほ進みたる所は看守長に任せ置く者あり例へば罪囚の性質或は犯則を以て區別するは監獄則施行細則に規定しあれども果して罪囚か適當なる監房に配置せらるゝや否やは典獄か自ら指揮せざるべからず是は我邦のみならず歐羅巴に於ても典獄か直接に責務として履行せられ居るなり

典獄は毎日規定の日報を檢閲し且つ監獄の出來事に關し日々理事又は看守長より口頭を以てする報告を受くるの責務を有す

故あるに非ずして報告を後にせられたりとか或は之を容するとか云ふか如きことあるべからず毎日義務として之を聽かざるを得ず典獄は少くも一週間に一回夜間に於て不時に監獄を巡視すべし典獄は監獄則の規定に依り在監人に對し相當の懲罰を科するの權を有す典獄は刑法の規定に従ひ假出獄の申請を爲すべきの出來事例へは破獄逃走自殺其他の事項を報告すべし

右に列舉せし事項は典獄か直接に責任を以て爲さざるを得ざる重要な責務なり猶ほ茲に列舉せし重要な責務に付て詳細なる説明を施すべし

先つ前段の法律規則に依て適法に執行せらるゝや同時に悔過遷善せしむるに適當なる方法を以て執

是等も大抵施行し居れども毎朝報告に依て書記看守長より報告するときは典獄は一々親しく之を聽くの責務を有するか故に典獄か必要なる事

同時に悔過遷善せしむるに適當なる方法を以て執

行せらるゝやと云ふ事に就て茲に刑の目的は何れに在るやを説明せん

抑と刑罰の目的は獨り自由の剝奪に依て罪惡の償ひを爲すを以て之を達したるものとは言ふへから

單に自由の剝奪と云ふ苦痛を與へて犯罪の償ひを爲すのみにて刑罰の目的を達したるにあらず併せて又囚人を改良感化して秩序ある生活に復歸せしむる所なかるへからず

故に所謂習慣犯者にして再三監獄に出入する者と雖も改良の望みなしとして之を抛擲するを許さず若しも單に刑罰の目的は自由を剝奪し罪惡を償ふを以て足れりとせば其の種類に依て之を抛擲するものなりと雖も悔過遷善の途は同時に努めざるへからず

飽まで之に改良感化を加ふる所なくんはある可らず

夫は餘程困難なれども之を困難として抛擲すること能はず

改良感化の目的を達せんか爲には囚人出獄の後と雖も出來へき限り之か改良的保護を加ふるの注意あるを要す免囚保護事業の如きは典獄の之を翼賛し之を保護すへきは勿論若し未だ此の事業の設けなきときは之を獎勵し場合に依りては或は自らか創立者となり役員となり若しく會員となりて免囚の善後策を立つる事に盡力せざるへからず

此の免囚保護事業に關しては殆んど行刑の事と全く其の性質を異にし監獄官吏か直接に關係すへきものに非すと云ふ考を有する者あり併し乍ら囚人を扱ふ目的は正當の生活を營むことを努むるに在り之に付ては勢ひ典獄か手を伸はして之を擴張せざるを得ず故に典獄は之を翼賛し之を保護し或は之か創立者となり或は場合に依りては役員と爲りて其會に盡力せざるを得ず

囚人を改良感化するの事は典獄の要務にして此點に付ては別に法律規則に一々指定する所なきを以て

如何なる方法を以てせば改良感化することを得ると云ふ事は一々法律規則に擧げ盡すこと能はず

典獄は自ら適當なる方法を研究發見して之を活用する所なかるへからず

其自ら發明せし所謂臨機應變の感化法を研究して活用せざるを得ず

個人的關係を省察して之に應ずる處遇を爲すは改良感化上の一大要件と知るへし

之か手段を發明することは最も必要とする所なり

改良感化は生活せる事業なるか故に單に教誨、教育、讀書等の事に放任して其の目的を達し得へしと誤解すへからず

囚人の違令、犯行又は偽善の行爲（所謂猫を被ふる表面的改良）は懲罰を加へて嚴重に之を制裁する所なかるへからず

前段は改良感化に重きを置かざるを得ざるの責務を有し居る事を説き後段は典獄は懲罰に付て直接に責任を有する事を示せり即違令、犯行若くは偽善の行爲あれば懲罰を施して嚴重に取締らざるを得ざるなり

歐洲に於ては囚人懲罰權は典獄自ら有すれども被告人に付ては直に懲罰權を有せず被告人の犯罪、違令に付て懲罰の必要を認むるときは典獄は之を裁判官に申告するものとす即被告人の懲罰權は裁判官たる判事か有し居るなり

典獄は囚人の個人的關係を省察して之に適當なる處遇を施し依て以て改良感化の適宜ならんことを欲せば先づ入監者に對し其の監房配置の事に最も慎重の注意を用ふ

第一には此の機會に於て新入監者の個人的關係を詳かにし

第二には其の詳悉したる個人(銘々の囚人を)適當なる監房に配置するの必要あるは論を俟たす

日々數十名の入監者ある大監獄(獨逸に於ては日々入監者三十名以上あるを大監獄とす)に於ては典獄か一々監房の配置を自ら指定するの困難なる事情あるへしと雖も

日々三十人若くは五十人位の入監者ある例へは大阪の如き大監獄に於ては一々之を典獄か指定するは困難なるへけれども

困難なる爲に此の要務を等閑に附すへからず

是は嘗て陳述せしか毎日執務時間後に於て夜分に入監せし者を一々其日の内に入監せしむること能はざる故新入監房を設置し假に入置くと必要あり然して其の新入監房は分房を撰ぶの規定を要するなり

尤も入監者の中には山林盜伐違犯、學校令違犯、乞丐、浮浪者取締違犯其他の違警罪の爲に再三入監

する如き種類の者あり此等に於ては一定の内則の如きものを設けて之を適用し一々自ら其の監房を配置するに及ばず

爰に特に山林盜伐違犯或は學校令違犯と云ふ字を掲けたるは獨逸に於ては其の必要あるなり獨逸國は山林保護に於て非常に嚴密なる規則あり

て僅に山林中煙草の吹殻を落すも犯罪とするを以て恰も日本に於ける賭博犯の如く一時に夥多の犯罪者を出すことあり又學校は強制就學の制を實行し居るか故に例へは學校に學齡兒童を入學せしめざりしとか或は入學し居る者を通學せしめざりしとか云ふ事の爲に犯罪とせらるゝ者非常に多し或は乞丐取締違犯者の如き再三出入する違警罪是等の種類に對しては一々監房を指定するに及ばざる故に一定の規則を設けて其の

種類は何れの監房に入れ置くとか或は其の罪質は如何なる規定を適用すると云ふ大体を定め置きて或は之を看守長に配置せしむるも可なり

但し此の如き種類の中にも往々事情の愁むべき者ありて監獄に於て慎重の處遇(短期の刑なるも長く處遇すべき者)を施すの必要ある者あるへきか故に是等は監獄理事に於て適當の鑑別を爲して分房に配置する等の注意あらしむべきは勿論なり

典獄か監房配置を爲すに於ては二種の方法あり一は新入監者に就て悉く自ら其の配置すべき監房を指定して之を當該官吏に命ずる事、一は當該官吏(書記、看守長)をして適當の配置を立案して毎朝報告の際に於て典獄の認可を請はしむべき事是れなり

監房配置の方法には前述の如く二つの方法あり即悉く新入監者を典獄か指定する事及び指定の案を立つ事は之を理事或は看守長に任せるなり

而して昨日入監せし誰某は何號に配置して可なりと云ふ立案を爲して典獄か之を認可すると云ふ二つの方法あるなり然して余の目撃せし所は典獄か自ら之を爲し居りしなり

監房配置の任務を全ふせんとすれば典獄は常に各監房の定員及現員を詳悉し置かざるへからず監房人員表なるものは即此用に供するものにして典獄か適當なる監房配置の參考に供するものなり此表は便宜大監獄に於ては黒色を以て製したる塗板を以てするも可なり

此の監房人員表は曾てセトバツハ氏の講義中にも掲載せしものあれども是は不充分なるか故に猶ほ余か實際見來りし表を次回の講義に於て示すへし

### ○監獄判任官の配置に就て

現行地方官官制第四條に依れば屬警部監獄書記、

看守長の定員は各府縣を通して七千八百人とし、每府縣の定員は主務大臣之を定め亦其の各官の定員は主務大臣の認可を経て知事之を定むとありて従來内務大臣とありしを本年四月勅令第七十號を以て主務大臣と改正せられたるものなり、是れ即ち監獄事務主管換の結果として、警部は内務大臣に於て監獄書記、看守長の定員は司法大臣に於て之を定め亦是に認可を與ふこととなりしものにして是れ畢竟當然の事理なりと雖も前頭各府縣を通して七千八百人の定員は、警部、監獄書記、看守長を併算したる人員なるを以て此内司法大臣の主管に屬する監獄書記看守長の定員配當の結果は必らず施いて内務大臣の主管に屬する、警部の定員の上に失出入を生ずるは素より免かるべからざる當然の事理なるを以て此定員分割に就ては從來の習慣或は行懸り等に拘泥することなく其事務の性質及難易繁閑を兩々相比較し適當の度合

に分割配當せざるべからざるなり是れ實に一大難問にして其利害の及ぶ所ろ決して尠少なりとせず現に既往の實檢に徴するに全國何れの地方に於ても概して定員配當の標準甲乙均衡を得ずして實に我監獄に於ける判任官の定員は比較的少數にして加ふるに其俸給平均額の如きも、警部に比し甚たしく權衡を失し最下低額に餘義なくせられつゝあるは平素吾人の憂慮措く能はざる所にして從來比較的監獄に人才を採用する能はざるは職として當然らざるはなし例令は適度の判任定員を配當せられつゝある地方に在ては痛く其俸給平均額を減殺せられ(國庫豫算の俸給平均額に比し)又甚しく其俸給を削減せられざる地方に在ては其定員を減せる等俸給を減殺せざれば即ち定員を減し定員を減せざれば即ち俸給を削減すると云ふか如く結局何れにしても監獄判任官の配置及其俸給額は他の部課に屬する、警部に比し著しく下低の地位に

抛擲せられつゝありしものと謂ふも決して謬言にあらざるを信せり現に彼の年々内務大臣より地方長官に對し監獄書記、看守長の定員配置并俸給配當に就き訓令せられ來りしに依て之を觀るも思、半はに過くるものありて存す然りと雖も既往は追ふに詮なし唯今後に於ける監獄判任官の分割配置をして全國權衡を得せしめ所謂、警部の定員と監獄書記看守長の定員を分割するに當ては此際緩密なる比較調査を遂げ從來監獄側に蒙りたる不利益不幸を匡救せられんことを希望せざるを得ざるなり而して又俸給配當に就ても右と事實を同ふす是實に監獄事業の上に一大影響を及ぼすは勿論今回の定員分割は將に是れ永久監獄の利害紀綱の張弛に關係すること至大なるものあるべしはなり聞く所に依れば以上の府縣判任定員の分割に就ては司法、内務兩省の間に妥協熟議を遂げられ正に明治三十四年度より劇然其經費の所管を區別せら

る、豫期なりと果して然らば此定員分割を以て吾人に満足を與へらるゝは各人の信して疑はざる所なりと雖も事將來に關係を及ぼすこと尠からざるものあるを以て姑らく茲に當局司法省の注意を喚起すること爾り而して其俸給平均額に就ては豫算上既に定率のあるあり甲乙兩者の間に差異なきこと勿論なるを以て茲に繰返すの必要を認めずと雖も是又權衡を得せしめんことを要す以上各府縣を通したる監獄官吏の定員分割に於て他の屬警部と甚しき權衡を失することなからしめんか亦其每府縣の監獄判任官の定員配當に就ても須らく甲乙府縣の間に均衡を得せしめざるべからず從來の監獄判任官の每府縣の定員は地方に依り最多最少の懸隔甚しきものありて殆んど其算定の甚く所を端倪すべからざるものあり是れ畢竟地方長官の監獄を遇するの厚薄即ち換言すれば監獄に對する觀念の冷熱如何に原因するものにして是れ

亦治獄の統一を得たるものにあらざるを以て司法大臣は此際全國各監獄の實況に付き粗々其拘禁定員なるものを確定し亦其内に就き構造又は役業の如何を斟酌し一定不動の所謂固定の判任定員を適當に配置せられんことを要すと云ふにあり

### ○時事片々録 (承前)

第五 監獄管理法に就て 監獄主管の變更即ち從來内務省に屬したりし監獄行政監督權を七月一日以後司法大臣に移されたるに就ては今後監獄問題の前途に横たわる所の種々の難件は須らく司法大臣の裁斷に待たざるべからざることは予輩前號の紙上に於て物せし所にして現任清浦注相は既に此邊の事に用意周到なるものあるべしと雖も予輩は重て茲に釋迦に說法の愚を繰返さんとするは監獄の前途大に憂慮すべきものありけはなり、却説主管變更後の監獄行政管理權の

所在は今日尙ほ依然として地方長官の手に存することは素より論を俟たざる所なりと雖も諸此の廳府縣長官の下に監獄を屬せしむるの是非の論評に至ては容易に其利害を斷言するを得ざるも余輩の觀察に依れば是れ大に熟慮を要すべき問題にして一面動もすれば監獄の主管を司法省に移されたる理由を世人は揣摩臆測して結局監獄の管理權は檢事の手に屬せしむるの準備なりと云ふものも是れあるのみならず或は甚たしきは當該檢事又は監獄當局者夫れ自身に於ても斯の如き妄想を懐くものなきにあらざるか如し、是れ尤も一應起るべき想像なりと雖も余輩は容易に是に信を措く能はざるなり、要するに今後の監獄管理權は廳府縣長官の手に屬せしむるの必要更に之れなきと同時に第二の檢事に隸屬せしむべしとの臆説は亦更に益々不可なるものありと信せり果して然らば監獄の管理權は結局之を

現時の集治監同様司法大臣直轄の下に屬せしむるを以て策の得たるものなりとす、而して此監獄直轄問題も監獄當局者の間に付隨分久しき以前より頻に唱へられ今日は既に陳腐説たるか如き感なきにあらずと雖も從前の直轄問題は其經費の地方税支辨たるより到底行はれ難き議論なりしも今日の監獄直轄問題は余輩か十年一日の如く熱心に希望したりし監獄費國庫支辨は今將に實行の期に際し、一面亦曾て内務省に屬したりし監獄事務の主管を司法大臣の監督指揮の下に管轄換せられたる今日の好時期に於て此直轄論を云爲し趨趨逡逡するか如き事ありとせんか將來遂に我國の監獄改良の期なきを如何せん亦嘗て政府か監獄費國庫支辨法を計畫し而して該法律案の通過を熱心に希望したる素志よりするも獄制の統一普及、獄舎の政築等は蓋し政府か監獄改良最先の急務なりと認めたる結果にあら

ざるはなし是れ即ち第十四帝國議會の當時政府委員か該法律案の通過に當り與へたる説明なりしに依て之を見るも苟も獄制の統一普及を欲せば勢ひ地方に分割々據の姿なる廳府縣長官の手に於て依然監獄を管理せしむるの不可なるは勿論、其結果却て不統一に終るなきを保すべからざるを以て此際此機會を利用し本省直轄の下に之を監督管理せしむるの必要あるは殆んど何人も疑を存せざる所なるべし、現に七月一日以降に於ける司法省監獄局の規模も既に擴張せられ監獄の監督機關も將に完備(?)せんとするに當り此直轄問題を再説する蓋し故なしとせんや

### 第六

專任監獄巡閱官設置の必要 監獄管理權

をして余輩の理想の如く司法省直轄と爲すとせんか之か監督機關は如何なる設備を以て是に應せんとするやは是れ亦一問題たるか如し、從來當局者の間に調査せられたる直轄後の監獄監督

機關の設備計畫なりしと云ふを聞くに全國を數管區に別ち恰も大藏省所管稅務管理局の管内稅務署に對するが如く管區長は各其管内の監獄を監督し管區長は直接に主務大臣の指揮監督を承くることとし一面亦管區長は一監獄の管理者として併せて其管内監獄を監督せしむることとせは經費及統理の上に於て相互の便宜なりと云ふにありしか如し、然れども余輩を以て之を見れば右の如き所謂複監督の制度は即ち今日の廳府縣長官の監督權に換ふるに管區長、語を換へて之を云へば獄務の當局者を以てすると云ふに過ぎずして獄制統一上の不便は亦到底免かるへからざるのみならず其極却て種々の弊害を醸生する虞なきを保せざるを想へば前述の如き複監督の制度は遂に我監獄制度の上に採用すべからざるを信ず故に結局余輩が監獄直轄論を主張し且之が設備機關は將來之を如何にすべきやとの問

行を望むありと雖も從前の如き主務局に在ては到底之を適實に勵行する能はざりしは蓋し其規模の狭小にして入少の結果に出たるに相違なきか如し、然りと雖も七月以降の監獄局は其規模を擴張し監獄事務官を増置し併て其局僚を増員せらるゝにあるを以て局務の擴張整理は今後括目して睹るべきものあらんとす、而して一面余輩の希望の如く専任監獄巡閱官數名を特設し限なく全國の監獄を頻次巡閱せしむることとせば全國の監獄行政を主務省に於て直接監督する決して難きにあらざるのみならず特殊機關の設置を要せず政令能く行はれて以て余輩が頻りに懇叫したる獄制の統一、遇囚の劃一的方針は適實に勵行せらるゝこと期して待つべきものあるべし、之を要するに監獄巡閱の忽諸に付すべからざると同時に専任監獄巡閱官の設置亦今日に於て必要の機關なりとす

題に就ては現行司法省官制の上に専任監獄巡閱官三名乃至五名を増設せらるゝを以て足れりと信ず、現に今日迄の獄制改良の程度の上よりするも一般の法規命令は即ち法規命令として全國劃一的普及のものたるは素より論なしと雖も能く之を實地に勵行し適實に執行せられつゝありやと云ふに至ては余輩は容易に之を首肯する能はざるなり是れ即ち從前に在ては全國監獄の巡閱頻繁ならず從て視察監督の普及せざる罪にあらざるはなし尤も毎年一回當局典獄を主務省に召集し獄治に關する諸般の事項に付訓令指示せらるゝ所ありと雖も果して其指示命令は確實に施行せられつゝありやとの疑問に至ては遂に否として證明すべきものあることなし、而して之が事實及法令の普及を視察監督するもの唯一の監獄巡閱てふ一事を勵行するにありて存す余輩は曾て監獄巡閱の頻次且巡閱内規なるものゝ勵

## 第七

司法省監獄局の分課規程に就て 今回監

獄の主管を司法省に移されたるに依り七月二日の官報は其官廳彙報に於て改正司法省分課規程を掲載したり、余輩は茲に同省監獄局の分課及分掌事務に就て余輩の觀察を一言し識者の誨を請はんとす、分課規程に依れば監獄局を別て獄務課、經理課、統計課の三とし獄務課に於ては恩赦、復権、假出獄、免刑、監視、假免出獄人保護、及死刑執行に關する事項并一般獄務に關する事を掌り、經理課に於ては監獄の經濟并作業に關する事務を掌り、統計課に於ては監獄統計に關する事務を分掌することとなりて内務省監獄局當時の分課規程に比し實質的に其事務を分掌せしめたるに相違なしと雖も余輩は經理課の分掌に屬する監獄の經濟なる廣汎なる文字は果して何を意味したるものなるやを知るに苦まざるを得ざるなり廣く經濟とし云へば監獄作業は勿論

經費の收支豫算決算并官有財産の管理保存等荷も監獄事務の中央以上は監獄經濟に屬するものと観るを得へし依是觀之は監獄經濟なる文字に包含する事務の範圍は果して如何なる程度迄之を指すものなるやの儀に就ては余輩其解釋に惑ふものにして現に官有財産に關する事項及監獄建築修繕に關する事務は總務局營繕課の分掌に屬せるを賭る語を換へて之を云へば監獄に屬する官有財産の管理、監獄建築修繕に關する事務を監獄局より分離せられたるに就ては營繕課は即ち本省裁判所及付屬建物の建築修繕に關する事務を分掌せるより便宜上監獄の建築修繕事務をも營繕課に併掌せしむるの趣旨なるへしと雖も抑も監獄建築なるものは建築學中に於ても専門の技術に屬し普通一般の廳舍建築等とは決して同一視すへらかざるものに屬せり即ち監獄建築なるものは獄制の如何に伴ふは勿論、少くとも

一般の監獄學上の理論に通曉するにあらざれば完全なる監獄建築を敢てする能はざるのみならず、現に歐米文明國に於ても今日尙ほ完全なる監獄建築法の標準則とも云ふべきものなきは蓋し其監獄制度の日進月歩に伴ふ所の監獄學者にして而して建築學上の智識に富める者なきに職由せざるはなし、故に歐米諸國に在ては監獄建築委員なるもの、組織ありて委員には監獄學者實務家、法律家、政治家、醫家、建築家等を以て是に任用しつゝありと云ふ亦以て監獄建築の至難なる事を推知すへきなり、而して我國未だ拘禁制度の確定したるものなく從て建築標準則の設けなきは勿論止むを得ずとするも今日以後巨額の資を投し新たに建築せらるへき監獄は所謂今後に於ける模範監獄とも云ふべきものなるを以て獨り之を建築家にのみ全任することなく一而監獄學上の要求を充たすに足るの計畫設計を補

立すへきこと刻下焦眉の急なるなき乎、然るに今回監獄局の分課規程中監獄建築に關する事務を除かれたるは余輩の大に遺憾とする所なり、又獄務課の分掌に恩赦、復権、死刑執行に關する事務等を加へたるは其性質相近適せるを以て姑らく之を善しとするも出獄人保護に關する事務を監獄局に屬せしめなから今回新たに發布せられたる感化事務を内務省主管に屬せしめられたるは蓋し感化院をして監獄觀念の外に特立せしめんとどの精神寔に可なりと雖も尙一步を進めて免囚保護事務をも監獄觀念の外に獨立せしめられさりし事こそ遺憾なれ而して又統計課を特置せられたるは即ち監獄統計の必要を認めたる結果にして昨年来監獄統計報告例の改正と相伴ふて今後監獄改良を裨益するもの蓋し多からん

#### 第八 監獄費國庫支辨の準備は如何 本年法律

第四號監獄費國庫支辨法の實施は今や將に目録

の間に迫り僅々二ヶ月餘を餘ますに過ぎざることとなり而して之れか施行準備に就ては曩きに既に全國典獄を召集し主務の内務大臣より種々訓示せられたるものあるを以て地方當局者の間には夙に之か準備を了し用意の周到なるものあるへしと雖も偕て此法律施行に當り必要なる準備事項とし云ふへきものは夫々主務省より發令を要すること尠きにあらすと云ふ現に法律第五條に云ふ所の國庫地方費の區分勅令及び從來府縣有財産にして監獄に屬する財産は如何にして之を國庫に引續くへきや即ち法律施行の際に於ける財産引續手續なるものは如何に制定せらるへきや等は地方實務家の一日も早く聞かんと欲する所なるへくして即ち法律施行準備は右等の規定を待て後知るを得へきものなるに今日未だ是等の規定發布を見るに至らず尙ほ以上の事項より最先に準備を要すへきことは國庫支

辦法施行後に於ける監獄經費の收支の事務は獨立して監獄に於て取扱ふべきや即ち語を替へて之を云へば國庫支辨後の監獄費の仕拂命令は典獄に分任せらるべきや將た又府縣費同様知事を仕拂命令官とせらるべきや將又監獄に屬する動産物品の出納規程は如何に規定せらるべきや、收入徴收官は何人を以て之を充つるや收入官吏は如何、且つ又支署に於ける經費の仕拂收入等は如何に取扱ふべきや等の問題は劈頭に起るべき疑問にして而して之か規定如何に依ては官吏の撰擇并之に關聯する帳簿簿冊の調製等に多少の日子を要す然るに右等の諸問題に就ては當局主務省自ら悟として顧みざるか如し當局實務者何を以て之か準備を敢てするを得んや殊に又本年度は法律施行第一年に相當し國庫金整理方等に付き種々なる準備之れあるに於てをや尤も主務省に於ても來年度の豫算編製監獄主管の變更等

の調査に付き日も尙足らざるものあるへしと雖も以上に掲記したる準備事項は此際一定の規準を定め地方當局者をして適従する所を知らしめ他日法律施行の期に際し支吾を生せしめざらんことを要す

### 第九

監獄の收入増加に就て 增收問題即ち監獄の收入を増加するを要すとの議に就ては今日

當局者の異口同音に絶叫する所にして之を詳言すれば即ち監獄費國庫支辨と關聯したる問題にして將來國庫費支辨に屬せしめたる結果として歳出合計四百八拾萬圓に對し歳入合計百貳拾七萬圓は是非之か財源を監獄收入に仰かざるべからずと大藏省との間に豫約あるに基しものにして少くとも今後數年間は前頗差引金三百五拾三萬餘圓を以て府縣監獄に關する一般經費の支出額を擔保したるものと謂ふべし、然り而して監獄收入の主なる者は總て之を役囚の作業より

誤了するあらんか米國の如き嗤笑を受くるに至らざるも國家は刑罰執行てふ自己の責任を盡すに當り生産製造業を營む者なりとの觀念を抱かしむるに至るなきやを保せざるなり然りと雖も今日世間の實況より之を觀察するも監獄作業の工錢は不廉なりと云ふべからざるのみならず普通の勞働賃錢に比し二割乃至三割位の增收を圖るは決して不當なりとせざるべし、果して然らば監獄經濟上當然收入し得べき遺利を計圖する是れ即當局者か正に其職務上盡瘁すべき至當の義務なりとす、時維れ來年度豫算編製の時期に際し增收論の盛に唱導せらるべき蓋し亦當局者の一顧を値すべき注意事項ならんか(監獄童子)

生する工錢及び製作收入に需めざるべからず現今の實況より之を觀察すれば百貳拾七萬圓の收入決して難きにあらざるか如しと雖も既往の事實に之を徴するに工錢及製作收入に於て二割内外の增收を見るにあらざれば到底豫期の收入を見る能はずと云ふ二割内外の增收決して難事なりと云はざるも收入増加を企圖するの極或は行刑の本旨を忘却するなからんことを要す彼の米國か分房制の祖國と云ひ不定刑期の鼻祖なりと云ふ割合に行刑主義の上に識者の嗤笑を招きつゝあるは蓋し監獄作業を以て個人及國家の營利的事業と認め囚人の感化も再犯豫防も悉く皆彼等囚人を導くに唯利を以てするを最も捷徑なりと誤解せられたるに依るか如し我國は至幸にも今日に至る迄斯る誤解に陥るるとなく正順に改良せられつゝ來りしは寔に喜ぶべしと雖も今日俄かに收入是れ専らとし尙も刑罰執行の本旨を

誤了するあらんか米國の如き嗤笑を受くるに至らざるも國家は刑罰執行てふ自己の責任を盡すに當り生産製造業を營む者なりとの觀念を抱かしむるに至るなきやを保せざるなり然りと雖も今日世間の實況より之を觀察するも監獄作業の工錢は不廉なりと云ふべからざるのみならず普通の勞働賃錢に比し二割乃至三割位の增收を圖るは決して不當なりとせざるべし、果して然らば監獄經濟上當然收入し得べき遺利を計圖する是れ即當局者か正に其職務上盡瘁すべき至當の義務なりとす、時維れ來年度豫算編製の時期に際し增收論の盛に唱導せらるべき蓋し亦當局者の一顧を値すべき注意事項ならんか(監獄童子)

監獄の主管を司法省に移されたる改正官制は愈々本年七月一日より施行せられ之れと同時に内務省中の監獄局は六月三十日限り擧げて司法省に移轉して七月一日より事務を開始せられたり而して改正官制施行と共に内務省監獄局長以下監獄事務官は其儘廢官となりたるを以て更に辭令を發し局長以下事務官の新任を見るに至れり、尤も監獄局僚は何れも表面内務屬より司法屬に轉任すること、なり從來の局僚は悉く司法省に轉任せられたりと云ふ、而して之れと同時に本省直轄たりし集治監典獄以下の官吏は此際總て辭令を須めず現職現任の儘、其管轄を司法省に移されたる議なり

### ○監獄局事務分課規程に

就て

監獄事務の主管を内務省より司法省に移されたるに就き本月一日司法省に於て同省分課規程を改正

し七月一日より施行せられたり、而して監獄局の分課分掌に就ては嘗て内務省に於て調査せられたるものと粗々大差なしと雖も監獄局に建築課を置かずして別に總務局に營繕課を置き監獄の建築修繕に關する事務を分掌せしめらるゝこととなれり由來司法省に在ては本省及全國裁判所并付屬建物の建築修繕に關する事務は會計課に於て取扱ひ來りたるを以て監獄局建築課を置くときは監獄の建築修繕に關する事務と全然之を分離獨立せしむることとなり經費及管理上の不便不利甚からざるを以て營繕課なる一課を設置し監獄建築に關する事務をも是に合併せしむることとなりたりと云ふ、然りと雖も予輩の見を以てすれば元來監獄建築なるものは他一般の官廳舎建築事務等とは大に其性質を異にするを以て少くとも多少監獄學上の智識及特能を要するより之を觀るも監獄建築に關する事務を全然監獄局より分離せられたるは予輩其意

のある所を付度するを得ざるなり然り既に分課規程は以上の如く定められたりと雖も根本的監獄建築に關する緩急順序并拘禁制度に隨伴する事項は勿論監獄局當然の職務にして予輩は今後監獄建築修繕に關する大體の主義方針は監獄局と營繕課との間に慎重なる妥協合議あらんことこそ希望す而して獄務課の分掌に就ては新たに恩赦、復権、死刑執行等に關する事務を追加せられたるは是れ又何れも重大なる性質の事項なるを以て當局諸士の職責一層の重きを加へたるものと謂ふへし、而して又經理課統計課の事務は従前の計表課を分離したるに過ぎずと雖も監獄に關する經費豫算の收支并豫算の配當等の調査事項は無論經理課の主管にして監獄經濟の利害得失其鑿る所決して尠なしとせず、統計課も亦從來の如き不完全なる監獄統計を整理し監獄行政上好個の資料に供すべきことは亦蓋し統計課をして獨立せしむる所以の理由にあら

ざるはなし

### ○司法省分課規程

- 第一條 大臣官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 機密文書ニ關スルコト
  - 二 機密事務ニ關スルコト
  - 三 大臣ノ官印及省印ノ管守ニ關スルコト
  - 四 厘外國人ノ身分ニ關スルコト
  - 五 翻譯ニ關スルコト
- 第二條 總務局ニ職員課、庶務課、會計課、營繕課ヲ置キ其事務ヲ分掌ス
  - 一 官吏ノ進退身分ニ關スルコト
  - 二 裁判所附屬吏員及辨護士ノ身分ニ關スルコト
  - 三 刑事檢事登用試験文官普通試験裁判所書記登用試験並辨護士公證人及執達吏試験ニ關スルコト
  - 四 官吏ノ出張ニ關スルコト
  - 五 裁判所ノ設立廢止及管轄區域並其變更ニ關スルコト
- 第四條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 公文書類ノ成案文書ノ接受發送ニ關スルコト
  - 二 文書ノ淨書ニ關スルコト
  - 三 總務長官ノ官印ノ管守ニ關スルコト
  - 四 民事刑事及非常事件ノ統計報告及官報掲載ニ關スルコト

- 五 犯罪人名簿調製ニ關スルコト
- 六 公文書類ノ編纂保存ニ關スルコト
- 七 各局課ノ主宰ニ關セサルコト

第五條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 本省所管ノ費及諸收入豫算決算暨ニ會計ニ關スルコト
- 二 會計ノ監査ニ關スルコト
- 三 本省所管ノ物品ニ關スルコト
- 四 保管金雜部金收支及領置物品ノ出入ニ關スルコト
- 五 廳内取卸ニ關スルコト
- 六 雇入使役監督ニ關スルコト
- 七 雇入使役監督ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 本省裁判所監獄及附屬建物ノ建築修繕ニ關スルコト
  - 二 本省所管ノ官有財産ニ關スルコト
- 八 監獄局ニ獄務課經理統計課ヲ置キ其事務ヲ分掌ス
- 九 恩赦復権假出獄免職閉監視假免出獄人保護及死刑執行ニ關スルコト
- 十 獄務ニ關スルコト
- 第十一條 經理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 監獄ノ經濟暨ニ作業ニ關スルコト
  - 二 統計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 監獄ノ統計報告ニ關スルコト

○監獄局の主管換に付 經費關係に就て

監獄事務主管換の結果として監獄局に關する經費及び從來本省直轄たりし集治監廳府縣費中に包含せられたる典獄監獄書記看守長の俸給諸給并に監獄官吏の旅費賄費等は此際内務省所管より司法省所管に移すの必要ありと雖も本省監獄局の經費及び從來廳府縣費中に豫算したる監獄官吏の俸給及諸給與は何れも豫算不分割の例に依り凡て第二豫備金支出を要する等なるも其金額多額に上り到底豫備費の支出し能ふ所にあらざるを以て司法省監獄局の經費に限り豫備金支出とし廳府縣の監獄官吏に關する俸給諸給等は凡て内務省所管の儘据置き仕拂ふべきことに決定せられ其旨一般に通牒を發せられたりと云ふ、而して集治監經費及北海道本廳費、沖繩縣地方費中に包含したる獄警費在

監人費は款又は項目に於て分割し得るを以て本年度の開始より全然之を司法省所管に移し既往及將來の收支共司法省所管を以て整理すへき義なりと云ふ

前述の如く本年度は豫算決定後殊に年度末に當るを以て本年度に限り内務省所管の儘仕拂を爲すを以て皆て内務大臣の定めたる定員及俸給に依り何等の支障を見ずと雖も今後廳府縣定員中各官の定員變更等に就ては内務司法兩大臣の間に總て合議協定を要することゝなれり此間の消息に就ては随分不便且繁累多き事なるべしと察せらる

○明治三十四年度の經費概算に就て

費概算に就て

監獄に關する來年度の經費豫算編製に就ては随分込み入りたる事實の適合したる事連種々の疑問もありたる由なるが來年度の概算調査も粗々一段落

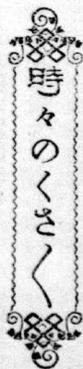
を告げたりとの趣にして余輩の聞く所に依れば監獄全體に關する經費は集治監と地方監獄費との二大款と爲し地方監獄費の内には從來地方稅支辨にして即ち本年法律第四號に依り國庫支辨に屬せしめたる經費は勿論、北海道本廳及沖繩縣地方費并小笠原島地方費の款中に包含したる獄警費、在監人費及び警視廳、北海道本廳、府縣費中に併算せられたる典獄監獄書記看守長の俸給旅費賄費等を合併したるものにして監獄に關する全般の經費は凡て此二款中に豫算せらるゝ筈なりと云ふ、尤も右に付き地方當局者の將來甚だしく痛痒を感すべき事項にして監獄改良上に尠からざる影響を及すへきは廳府縣官制中の判任定員の分割例へは屬警部の定員と監獄書記看守長の定員との分割并旅費額の分割即ち是れなり從來判任官各官の定員は廳府縣長官之を定め内務大臣の認可を經は即ち可なりと雖も今後は主務大臣即ち屬警部は内務大臣、



臣の權限に屬せしことは此際當然司法大臣の權限に移屬せしものと解釋すべきは嘗て其筋より一般に通牒せられし所に於て殆んど既に疑を存せざる所なりと雖も茲に監獄則施行細則第十五條に依り特赦の申報を内務大臣に爲し來りしものを今後司法大臣に申報すべきものと解釋するを當然とすと雖も司法大臣は素と特赦の上申を監督し上奏の手續を爲し上奏裁可ありたるときは再び司法大臣を經由して其刑を言渡したる裁判所の檢事をして取扱はしむるものなるを以て再び司法大臣に申報を要せざるべしとの趣旨を以て監獄則施行細則は此際削除せらるべしと云ふ尤も法文中典獄は速に其旨を所屬長官に申報し云々とあるも是は行政監督上當然の事なるを以て本條の全文を削除するも所屬長官に申報を要するは素より當然の事理なりとす

附言本條の削除と同時に明治二十一年内務省訓

令第二十號内務省報告例報告例目週報第十四人の特赦報告は今後報告を要せざることとなりたり



本欄に寄せせらるる玉稿は成るべく短文なるを要す若し長文なるものは遺憾ながら登載する能はざる事あるべし

○項者某新聞の載する所に依れば、在監人の領置金を遞信省へ預金し利殖せんとの議あり、今同省と監獄局との間に交渉中なりと我輩は此事の誤謬なる事を確信す、何んなれば、此問題は客年典獄會の議に附せられし事ありしも、警視廳其他二三縣の典獄を除くの外、殆んど全會一致を以て非認せしものなれば也、尤も當時何等かの事情ありて、……表面だけは可とせられしも、典獄の眞意(集治監は事狀異なるに依り格別)は、監獄則其他諸法

令の旨趣に反するのみならず、又事實困難にして施行する能はざるものと主張し、某典獄の如きは、萬一にも之を施行せられん事を深く憂ひ、當時の局長に對し痛論して止まざりしと、故に當局者も亦爰に悟る所ありて、之を中止せられたる問題なり殊に今日は監獄革命の時に於て、最も重要事の改廢施設を要するに日も尙足らざるの時機なれば、恁る要なき事を擔き出し、徒らに事務の煩累を生し重要事の施行を防ぐるか如きは、我賢明なる當局者の斷してなすなきを信する也。(西海の確信居士)

○僚友孤松君主義の疑惑と題し、其筋の曾て云はれし所と、今日行ふ所と、相反するに依り其孰が是孰が非なるかの判定に苦しみ、今は暗黒の中に呻吟しつゝありて其嚮ふ所を知らず、故に之を教へよと大に同情の士を呼ばれたり。予不肖素より其器に非らざれども、いでや君の招きに應じ、之が

候補者として(落第乎)推せん、予は君に深く「インテレスト」を持せり、君請ふ幸に予に一言するを許せ。曰く其主義方針なるものは、君の思ふ如く一定不動常に一貫するものに非らず。即時、所、人、等に依り變轉推移極まりなきものなり、即昨の是も今の非となり、昨の非なるも今の是となるもの也、是を之活動的「チャーソッチー」なる主義と云ふなり(眞に妙な主義也)君の如き或る一事を偏信する時は、動もすれば衝突を來し、逆も無事無難に此辛き世の中を通行するを得ざる也。君見ずや彼の内外政治の事、又無數新聞の事を、彼の如き主義だ方針だと平素喧囂する者なるに、其實の行動は恰も谷川の水の如くなるに非らずや。君見よや、彼の谷川の水は抵抗の最も少き所に向て馳する事を君の如く確執を持し、時、所、人に依り圓轉滑々推移するの智能(失敬)なきに於ては、幸に其崑礁を破るを得ば可なるべきも、否らざれば

ば遂に寸歩も行くを得ざるべし、君聞かずや、昔ダントはカンクランテ公の宴席に侍して、公に謂ふて曰らく、凡そ人は已に能く官たる者を嬉ぶ也。ど人は時の有力者に喜はれずんば、其智、其能、又何をかせん哉。君請ふ爾今驕心徒らに確執するの念を止め、谷川の水の如くせよ、予か君に「インテレスト」を表する微衷也、君幸に之を諒せよ焉

(谷川流水生)

○頃者典獄諸士頻りに譴責を受く。某氏はを以て其責任の重きを証し、難して曰らく警部長か之と同一の過誤あるも罰せられざるは何ぞや、即典獄は責任重くして其待遇輕し、警部長は責任輕くして其待遇重しと。之一應尤もなる言にして予も亦至極同感である。併し論者よ、世の中の事を能く觀察する時は、怪評の多き、豈唯獨此事のみならん哉。看よ大は彼の國交渉の事又一國の事、近くは又一省一廳小は又家内の事を。事々物々實に之に

類するに非らずや、諺に曰ふ回き所へは水か溜るどの一言は、善く是等怪評の念を氷解して餘りあるん兎角弱者の肉は喰はれ易きものと知れ。併し之を理屈の筆鋒で、表面から云ふ時は、即信實必罰官紀を嚴明する兩者の間、豈敢て之か責任上寛嚴ある如きは、大政府の所措として其宜しきを得たるものならん哉と、論するを得べし。又予をして之を眞面目に謂はしめば曰く、抑も司獄の任は聖職である、聖職であるか故に、其責任重し責任重くして其待遇の薄き所は即聖職たるの價値の存する所たるを思はざるべからず。凡そ身聖職に在る者は、苟くも名譽利達を欲する者の如きは既に聖職の任に非らざる也。故に典獄の職に在る者は、皆業既に此決心あり、此決心ありて而して此職に在り、故に社會の尊敬を受くる事最も厚(?)し、……登壇々たる責任の輕重、待遇の厚薄を論ずるを得べけん哉。(聖職生)

○愈此度府縣へ警視を置く事となりたり、蓋し此問題たる我監獄に於ても、特定の地に副典獄(函館又は大坂の如き地に)を置くを要すとの話しと終始一對にてありしが、警視は曩きに北海道に置かれ、今又各地に之を置く事となりし、然るに監獄には未だ此事なきのみならず、其話さへ殆んど立消の姿となりしこそ残念なれ。殊に典獄は警視と違ひ、其俸額平均九百五十圓なりしと聞けば、現今實際の給額の上より見れば之を設置するも、優に他の有爲有効者を増俸するに餘りあるか如し。噫當局者は最早之を設くるを必要とせざる乎。又集治監典獄の俸給改正も、廳府縣典獄の改正に伴ひ、之を爲すの必要あるは勿論なれば、近く其發表を見るに至るべしとは信すれども。兎角斯會の事は……(暗派生)

○肝々我同僚の士よ、「ほどゝぎす」と云ふ小説的雜誌の新四人の(鼠骨著)放免の篇を見たりや升は

某か鍛冶橋監獄より眞鴨監獄に入監中の實歴として、ものせし事にて、在囚間に行はるる弊害の實況を滑稽的に寫得たるものにして、吾は頗る面白く之を見し、然れども吾は此著の寧ろ過大、誤謬、又虚構、たらん事を希ふ者なり、然れども如何せん吾は之か事實と認め得るを悲しまざるを得ざるなり。吾何の故に之が事實なるを悲しむ、吾聞く昔の監獄は慘狀を極めしゆへ、其狀を寫して小説の資たらしめたりと、然るに思はざりき今日又假令滑稽的にもせよ、之か資に供せられんとは、吾の悲しむ所は實に茲に在る也。斯くの如くなる時は彼の所謂監獄は聖域である、司獄官は聖職であるとの實は、蓋し茫乎として、那邊に在る乎を知る能はざるを以てなり。(悲歎生)

○予は神腔生氏の、監獄官稱呼規定を讀むとの記事に同感なり。即中央か此多端の際に當り、恚る瑣末の事までに善く注意せらるるは、恰も破翁か

強敵の重圍にありて、之を撃退する作戦を講ずるの側ら、草鞋の造り方より衣類の裁縫方までも、一々指圖せられたりし美談と彷彿たればなり。但其重要の事は……」(兎角生)

○涙雨君の「物平かならざれば必らず鳴る」どの論文は、悲哀痛切一句は一句毎に、一轉は一轉毎に、潸然として涙雨を催ふし、忽ちにして密雲を起し、忽ちにして風を呼び、又雨を生せしむるの思あり、殊に其結論に至て曰く、「正義の羅針は常に公平に吾人に其水先きを示す。涙平かならざれば、羅針必らず鳴る、鳴りて而して其平かならざるを知るに足る也。今や斯道の前途霧深ふして、咫尺を辨せず。」と絶叫し大に同志を警告するに至ては、其聲一層凄まじく、悲愴、感慨交々至り、予をして轉た慘然、身顛へ夏尙肌に粟を生せしむ、汗々涙雨、々々、之斯道の爲め何等の聲乎。(戰栗生)

全世界有数の監獄家にして、氏は本年七十八年の高齡なるも、其鑿鑿たる實に人間とは思はれぬ程なりとは、是指洋君の海外通信なり、尙ほ君は彼の有名なる、北海道の石澤典獄に寄語して、曰らく「之に比ふれば石澤典獄などは餘程若ひ方と申さるを得ざる次第に有之に就ても同典獄の益々御元氣にて斯道の爲めに御盡力あらんことを希望す」と七十八年の高齡を以て、典獄の劇職に在り而かも其芳名四方に赫々たりとは、予は日本人の眼識を以て考ふる時は、實に人間とは思はれぬ事也。我國人にも随分六十、七十になりて身体丈けは達者なる者少なからざるも、多くは腰が屈り、或は聾となり、又は眼が鈍くなるのみならず、頭腦も變化(電磁?)し、其識能も缺け彼の「コンモンセンス」をも失ふに至るを以て通例とす。尤も我國にては耳の遠くなるものは、長壽すと喜ぶ輩もあれど、如何に身体丈け強健なるも、夫れにては

公務を辨し難きより、程善き所で退くを以て禮讓とし、又公德とする也。然るに獨り石澤君の如き士あるは、眞に斯道の慶事にして、又君の名譽とす。故に予も亦岳洋君と共に、君の益々健全を禱るなり。殊に今や斯業は益々多時ならんとす、眞に老成、君の如き手腕を待たざるべからざる時なるをや。(北國の希望生)

○岳洋君、米國の「シンクシング」重罪監獄を視察し、其不整不紀律なるに驚かれ、所謂文明の汚辱たる痛評に背かざる監獄であると謂ひ、且曰く之に就きて思ひ出したるは、多くの點に就て頗る我監獄の實況に酷似する所あり、殊に期せずして、大塚氏と共に、何ぞ我監獄の炊所に似たるの甚しきやと、一齊に發言した(頼んだ發言だ)而かも此監獄の炊所は、歐米各國に比類なき不潔の炊所である、併し是でも有体に申せば、我國監獄の炊所に比しては數等の上になる、「どいやモ、頼んだ所

が我國の監獄に酷似して居る、是を言へ換へれば、我監獄の炊所は世界一の不潔であると云ふ事になる……予岳洋君に望む、今後出來得べき事ならば、我監獄の一番善い所を以て、歐米各國の一番惡い所と比べて欲しいものだ、ソうすれば彼に何か優るものも一つ位之あらん乎。(座播生)

頃日雜誌の記事も漸く活氣を帯び來り同人社界の胸裏に鬱結せる意志の發顯せられて暗黒を照らすの感あり濃雲濛々たる斯界の天地も彈飛ひ劍光閃くとても可申歎時計の針が飛ぶが如く此の間に於て斯道の事も歩一歩進歩するか退歩するか事實の終着を見て結論可申上宇宙より大なる神は悉く之を彼の胃中に收め之を咀嚼すると存せられ候序に田舎の景況少しく御報道申上候  
一田舎にては北清の騷動を見て監獄事業に沮滯なきやを憂ひ申候之れば彼等が庭先きに植へたる

記者足下 七月十三日 彦左衛門

豆の如く少なき膽識より割り出したる憂慮に過ぎず陸海軍が平和の日に於て師團を増し幾十萬の艦船を海に浮べ鯨兒の棲み家を奪ふが如く如何に騒亂の日に當りても監獄事業の忽にすべからざるは勿論内治を怠るが如き事なきは余輩が言ふ迄もなき事に有之んや罪惡の棲家を勦誅するは國初以來の宣戰布告にして吾人の祖先より二千五六十年の今日に至る迄未だ曾て凱歌を奏し得ざる難戰に御坐候

一罪惡の捕虜も二千より減じて千四百に相成り候之れは昨年米作の豊穰と南洋の戰雲絶へ生糸の價格倍殖したるに依るものに有之畢竟罪惡減少の途は目の先き許りなる小刀細工や免囚保護感化法のみにては未だ全しと云ふを得ざるなり洪水氾濫、災害交々到れば罪惡は蜘蛛の巢を破りたるが如く増加致す事に御坐候思ふて茲に至れば監獄官には林務官、土木官迄も兼勤致させ

一余の頭は常に孔孟に支配され金錢の事を言ふを許さず去去本日は始皇か書を燒き儒を坑にしたる勇氣を出し一時孔子と孟子を余の頭より放逐して昔時の士族の所謂町人根性なるものを誦らんとす开は看守の生活に就てなり

近來看守の出入頻繁にして何れの監獄に於ても欠員を生し當局者亦大に困苦致し居るか如し余輩聊か此原因を探窮し之れか救済の途を講せしめて可ならんや

誠みに十間俸の看守にして四人の家族を有すと假定せよ彼等は先づ町の片隅なる茅葺斜傾然かも汚穢なる四疊半二間の疊一枚敷の土間なる一軒の家に住居して二圓の家賃を拂はさるべからず三食を麥飯と梅干に限定し三日に一度味噌汁を吸ふとすれば一人一ヶ月二圓を要し家族四人に對しては實に八圓を要す心あるものは此の算式を見るべし

度相成申候

一典獄増俸の事坏種々なる方面より御議論ある如く勿論帝國議會も汝は神農氏の如く草木の葉を綴り合せて寒暑を凌ぐ外に文明の道具たると行刑上の必要品たるを認め飢渴に艱めるものは其職分に堪へざるものなる事を認識せり而して九五〇平均は上下兩院に於て異議なく決議せられたるは彼等が司獄官の一部即ち典獄の職責如何に就き確かに同情を表したるものなる事を信じて疑はず然るに雜誌記事の如く果して殘餘あるものとすれば當局者は直ちに之れか處分を爲すへき筈ならずや世には典獄俸給は郡長其他の官吏に横收せられたるか如く噂するものあれども开は上下六百代議士の耳と目を踏み潰し議事録を塗抹したる上ならては何人も正直に聞くのは無之と存候

○なり罪惡の不幸に同情を表する監獄上等官監獄當局者自家の俸給を議せずして須らく先づ看守の生活に同情を寄せられん事を切望の至りに不堪候

一前段は看守生活の表面のみ今少しく其裏面の細情を申上候

如何に單純なる生活を爲すも到底人は社交の定規を脱する能はず國籍に氏名を列ぬる以上は國に報する納税の義務も免るゝ能はず兒女の教育を爲さるべからず彼等は如何にして此の困難と戦ふかは吾人の大に研究すべき事に屬す彼等は嚴格なる四ヶ條の宣言に基き彼等の家族と共に官吏服務紀律を守らさるべからず彼れ等は之か爲めに生活上に於て其の作戰計畫の自由を拘束されたりされども目前に押し寄する困難とは戦はさるべからず而して彼等は何程の軍資を有するが余の調査し得たる處に依れば月に十五日

間夜勤を爲したる二錢五厘の辨當料七十五錢と細君か内職に依りて得たる機械賃一圓五十錢乃至二圓を以て教育費、納税、雜費、近隣、親戚の慶事凶事の費用に充て辛ふして此の困難を防戦しつゝ官事に當るものは今の看守にして細君の内職も窮乏なる家政の側ら兒女の世話に逐はれての仕事なれば豫期せる如く其の賃錢を得るの至難たるは言ふまでもなし况んや一朝家族中に病氣故障の起りたる時は此の機關は忽ち中止して藥餌手當雜費は悉く負債となり假令ひ病者は健康に復し事故は止みたりとするもこの負債は彼等の爲め終生癒へざる重患固疾となり其病甚敷に至ては終に職務に堪へざるに至るものあり毎年各監獄の統計書中官吏の異動欄に職務拋棄、逃亡等の數夥しきは監獄の爲め慶すべき事か吊すへき事か仔細に檢査せば余輩は彼等の行動に對し嗚咽落涙せざるを得ざるものあり日本監獄社

界の爲め實に残念に御座候  
 一余か平素看守の休養と増俸とを絶叫する所以他ならざるなりされど寡徳なる余の言は彼等の耳には壯狂の聲の如く響き一も顧慮せられざるなり協會記者、及び協會に同情を寄せらるゝ諸士の議論は人才を挙げよ、長く就職せしめよ、と云ふの議論は時かすして結實を求むるにあり我大帝國も勦拒を取りて耕やさ、れば往古の豊葺原のみ余は論者と見を異にし敢て人才登用を叫ばす其根本を培養すれば幹、肥大に枝葉自ら繁茂するは余か農藝學に於て得たる智識なり是は人事萬事に應用して間違ひなき眞理に御座候  
 一過日は類似赤痢に罹りたるも藥を飲む錢もなければ介抱を托する妻努も居らず、余の如き無能無氣力なるものは一日も早く辞世したる方國家の爲め利益ならめと信し病魔の暴れ廻るに任かせ置きたるも三日間の後には元氣に復し又々斯

道の爲め働かねばならぬ事と相成申候  
 余の如く大愚は存在し異才は逝く天は何時まで  
 迂愚を愛するか噫々夕々以上

○夜警

白

眼

そらにはくろきくもを覆ひ

地はげきとしてこえもなく

てん地ばんぞうみな死して

そらおそろしきゆうべなり」

こどもあらむどたちいて、

つかさのおさは一どめぐり

めぐり來たりてどのみなる

から戸をあけてつど入れば」

ふどろのひかりはなちつゝ

四ほうを照らすともしびの

もどに三たりの夜けい士は

いとおごそかに見はりけり」

ときはうつりて亥のこくを

はうずるところにかぜそよぎ

やみをやぶりにいなづまは

いしびのごとくひらめけり」

あめはへい地をたゞよはし

かぜはいちかをふき飛ばし

なるかみさへもはためきて

しだい／＼に荒れ狂るふ」

ひどりのけい士きうどうを

手にたつさへて出てぬれば

たちまち消へて鳥羽たまの

咫せきもわかぬやみとなり」

やみをたどりてそと面なる

ようす如何にどうかいへば

くしの齒をひくおとすなり

こはいぶかしど抜きあまし」

もる、閃光りにすかし見は  
こはそも如何にそも如何に  
破ごくにたけしあくかんの  
こう子を切れるもなかなり」

ちんつう大度の夜けい士は  
さらにさわげるいろもなく  
こまやさしくも打ち笑みて  
かれの名を呼び云ひけらく」

ふるくぎにては拭かれまし  
そなへさうきんあらざるか  
夜もふけぬればねやにつき  
ゆめやすらかにむすふべし」

かくきしたるあくかはんは  
そのがうたんにあらざるを  
ひき抜かれたるこゝちして  
けい士のまへにひさまつき」

身もたましいも投げ出たし  
けい士のまへにひさまつき」

かさなるつみをさんげして  
正た人もなく打ち仆はれ  
もぐるのごとくなりにけり」

明くればそらにちりもなく  
あさ日はまどにかこやきて  
ちりばら／＼に飛ひたてり」



### ○被保護人の犯罪性行

原 胤 昭

予か許に來りし被保護人は在監中の行狀良好保護の見込ありとの鑑定擧げによりて監獄署より回附されたる者にはあらで反對の事情ある者多かりし只た本人任意の申込を受けたり併し其保護を要する所由即ち被保護人の資格に就ては聊か注意を加

へたり  
此譯により被保護人の有様は左の如き者なりき  
被保護人四百七十七人  
(自卅年一月至卅三年六月)

#### 罪 質 別

- 強盜殺傷人罪 十四人
- 強竊盜罪 三百五十五人
- 放火罪 二十五人
- 殺傷人 十六人
- 偽造罪 三人
- 賭博罪 三人

詐偽取財、拐帶、拘摸、監守自盜の數罪質名より云へは區別あれども犯罪構造點よりも同一數に屬し且此の罪名によるも單純に一類を以て判別することも事實に適せず故に此の財産に對する罪質は同一類下に統計したるものなり  
罪質の一を以てのみにては未だ其犯罪性行の強弱を知り難しこゝに犯數を調査したるに

#### 犯 數 別

初 犯 百三十九人

再 犯 以上	再 犯 百十六人
二百七十八人	三 犯 八十四人
五犯以上	四 犯 二十八人
九犯迄	五 十人

犯數別も未だ其犯罪性行の強弱を知るに宜しからず初犯即ち受刑宣告を受けたるは初期なるも犯罪ヶ所は數十にして又犯罪行為時間も數年に渉る者あればなりこゝに左の一表を示さん  
數回の入獄期間を通算したる表

一年未滿	六人	十五年未滿	百七十一人
二年未滿	三人	二十年未滿	百四人
五年未滿	二人	二十年以上	二十六人
十年未滿	百五人	以上	

是亦入監期日の長きと共に惡性行の甚しく偏僻の愈よ強きは保護上の参照となる事多し 乍去未だ以て犯罪性行を知るに宜しからず  
さて初面識の主管保護者に於ては過去の事蹟によ

### ○出獄人保護事業の範圍

留岡 幸 助 演述  
佐方 たまた子 速記

警察監獄學校監獄科生徒實務演習として過般原氏の出獄人保護事業參觀の柳野岡教授の演説せられたるもの(通記のまゝ、演者の校訂を乞はす)

りては被保護者の犯罪性行を知るとは出来へからさるとなり、勿論直接する處の監獄官に於ては之を知り得らるゝ筈のものなり、故に監獄の制度尙改良せられ監獄官の囚人觀察か學術的に至細周到を致すに達し、且つ出獄人保護事業の主管者をして囚人觀察を爲すに宜しき道と與へて保護を要する所由を明に認め以て保護を加ふに至らば保護の勢亦空しきを致すと少かるに至るべし、例之は主任教誨師たる河野純孝君の親く觀察鑑定し撰抜して市ヶ谷より引受らるゝ被保護者の如き、巢鴨教誨師の撰抜して出たさるゝ岡部伊三郎君の手に來る被保護者の如きは十人か、十人、保護の眞成績を得らるゝべき順序を有し居るものと云はざるを得ず、之に反し予輩獄壁外に立つ保護主管者もこゝに一の注意とすへきは被保護者の保護を要する所由を明にするにありと思へり次號再ひ之に就て述ぶべし

警察監獄學校監獄科生徒實務演習として過般原氏の出獄人保護事業參觀の柳野岡教授の演説せられたるもの(通記のまゝ、演者の校訂を乞はす)

諸君、只今原君から種々なお話があつて、實に洪益であると思ひます、其れに就き私が一言諸君に申したい事がある、其れは他事にてもない、此の出獄人保護と云ふ者がまだ世間に解つて居らん事です、原君のお説で觀れば出獄人は職業にありつく事が出来んから仕事をする上に便利を與へて遣る事、或は器械を貸して仕事をさせて遣るなど云ふ事であつた、實に彼らを保護して社會内の生活に入らしめるものである所が私は過般妙な事を感じたことかあります、

世間には出獄人保護事業を以て悪人を善人に感化する事業なりと考へて居る輩がある何故私が然う

### 出獄人保護惡少年感化

感じたかど云へば、昨年中窃盜數犯の者一人を私の宅に引受けて、巢鴨の家庭學校で世話して遣つた事があります、其れは年來石川島にも居つた者で、何人が認ても極く悪いから「彼は到底善くならぬまい」と孰も思つて居つた、殊に青年囚人を取扱つて居られた某君の如きは「アレが善くなつたら天地が顛覆へる」と云つて居た位です、然るに其者が私の家に居つた時は、至極よく勉強した、けれ共彼が下谷區の悪い處に移轉して后到頭再犯を爲し、復々監獄に這入つたのです、其時に恰度私の家内が町へ買物に參つて、監獄の門前を通つて、不圖見ると門の内から囚人が出て來た中に彼者が居たさうです、然うすると「留岡は何んな囚人でも改心の出來ん事はないと云ふが、過般彼れの方に居た者が又來たぢやないか」と家内の側で聞えよかしに散々言つた者があつた、けれ共家内は歸つて來て私に何事も言はなかつたのです、所が

家内は其後大病に罹つて病院に入院したが、非常に熱の出た時に讒語「馬鹿な者がある私が途中を歩いて居たら斯くくゝの事を言つた者がある」と云つた私は之を聞いて其后全快したから「何故か前は那樣な事を云つた……」と段々きけば其様な事もあつたが私には秘して居つた其れを熱の爲に云たので自分は全く病中で知らなかつたと申ました右様な考の者は、是は出獄人保護者に彼等の矯正感化までを負擔せしめんとするので、大なる間違なりと私は思ふ、囚人の矯正感化と云ふ事は司獄官、教誨師に其責任を負はせなければならぬのです彼等が監獄を出ても尙改悛せされば、其れは司獄官即ち典獄が職責を盡した者でないのではある、故に出獄人の保護は彼らに有徳にするのではなく寧ろ有徳になつた者が社會に信用を失つて居るから、之に職業を與へて所謂九仞の功を一簣に缺かせない様にするのが出獄人保護である、然る

此の保護者にまで囚人感化の責を擔はせるのは、甚だ誤つて居ると謂はなければならん、間接には保護者も矯正感化の意義を含んで訓戒もして聽かせるが必要であるが、併し其れが責任でないといふ事を私共は了解して置かなければならんと思ふ、尙原君のお話に就て同感も多し、私の経験もありますが、是は來期の學習に出獄人保護事業に對してお話する時に云ふ事とし、此處では只斯業の範圍が何邊に在るか云ふ事を一言します、

### ○愛隣館

兵庫縣下の出獄人保護事業、愛隣館は明治三十一年八月の創立にして神戸市荒田町三丁目其家屋を置かれ同地在任の多聞基督敎會の狀師長田時行氏、兵庫縣監獄署の田中助氏等の斡旋贊助によりて組織せられ村松淺四郎氏創業より之を主管せられ至極の好成績あり

収容人員は 四十三人 自創業至本年六月  
 在院 十四人  
 自宅を構え又は雇家に營業するもの 九人  
 死亡 一人  
 逃亡 十一人  
 所在不明 七人  
 再犯 壹人 但逃亡ばかり  
 就業法は各自の習得業あれば夫に従事し、他は日雇奉公に雇入を求め、各自の働を以て自活せしむ職業は大工貳人木挽壹人氷賣貳人靴工壹人飯たき壹人日雇七人(在院十四人の分)

總て被保護者は勤勉なり従て雇主を求るには差支も無く相當の賃錢を得一日給(廿五より六十迄)錢より食費一日十四錢あり此内に雜費をも含有す  
 山本徳尙君 君の主任せらるゝ、東京市養育院感化部は建物落成に付き七月廿二日開始式を挙げらるゝと



### ○明治三十三年五月末日現在在監人員表

△印は増

警視	京都	大阪	神奈川	兵庫	長崎	新潟	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	三重
囚人	三、一八六	一、五〇二	三、一九〇	一、二二一	二、〇五七	六〇一	一、〇七九	一、〇四六	一、二八二	八七六	一、二二五	九四一	六〇一
刑事被告人	六九八	一六六	六〇三	一一三	二〇六	二八六	二二〇	一一五	一三八	一一一	一八三	一一九	五一
懲治人	一八	六	九	八	二五	三	四	三	四	二	一	二	三
別居留置人	九七	一四	九七	三〇	四九	一五	一三	二〇	二一	一九	七	一三	一一
携帶乳兒	三	三	五	一	一〇	一	一	二	一	一	二	三	一
合計	四、〇〇三	一、六九一	三、九〇七	一、二八二	二、三四七	九〇五	一、四五四	一、四七四	一、〇一〇	一、三二六	一、〇七〇	六七〇	一、二二三
三十二年五月末日現在	四、〇八一	一、六二四	四、一一三	一、二五五	二、四六〇	八一三	一、四七八	一、二六三	一、〇四六	一、三二〇	一、〇四六	七六九	一、三二三
差引増減	七九	六七	二二五	二七	一一三	九二	二六二	六六	二五八	四	三〇四	二四	一一〇

和歌山	德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	鹿兒島	沖繩	北海道	東京集治監	宮城集治監	三池集治監	北海	海	集	治	監	計
五八四	七七五	七九〇	九六六	九四一	一、四四六	五九三	三五〇	八八三	四二一	五三二	二五七	九九三	一、一九六	七三二	一、四四八	八五四	七六一	九二六	六九九	三、二四〇
四六	四六	五〇	一五四	一二九	二二三	一一〇	四六	九〇	六四	六八	二二	二七九								
二	二	一	一	一	四	二	一	一	一	一	一	五								
六	一五	一〇	六	二	五二	三	一〇	二五	三	一〇	五	五九								
四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二								
六四〇	八四〇	八五〇	一一八	一一〇	一、〇八一	七〇九	四〇六	九九九	四九〇	六〇七	二八三	一、三三三	一、一九六	七三二	一、四三二	八五四	七六一	九二七	六九九	三、二四一
八一〇	九三二	九八六	一一〇	一一〇	一、〇五〇	七二二	四八八	一〇七八	五二六	七三〇	二六四	一、四〇四	一、一九三	九一六	一、四二二	九一一	八五〇	九三二	七〇八	三、四〇一
一六一	八二	一三六	二〇	三三	一一	三	八二	七九	三六	二二	一九	七一	四	一八四	三〇	五七	八九	五	九	一六〇

愛知	靜岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	福井	石川	富山	島根	岡山	廣島	山口	
二、〇五三	一、〇二五	五二二	六六二	九八三	一、四七三	七六六	一、二〇六	四五三	二八〇	六七九	六七六	三五七	三五五	三六九	四六二	七六三	一、二二二	一、三六四	八五三
二六五	八〇	一二七	四四	一〇二	二二九	四四一	二二六	一一四	一二四	七二	一一八	二二五	三五	六〇	四四	七七	二〇六	一九〇	一二七
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一	六	二	三	四	二	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	三	四	五	六	二	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二、三四四	一、一八	六五九	七一六	一、〇九二	一、七四七	一、二四二	一、四五四	五八四	四一二	七六五	八〇四	三九六	三九九	四三一	五〇八	八五五	一、四五二	一、五七九	一、〇一三
二、六三九	一、三三九	五八六	八八八	一、一七六	一、九二〇	一、二一五	一、四三三	七三二	三六二	八五二	八七七	三八四	四四二	四三六	六五八	九三七	一、二六三	一、七四〇	九八六
二九五	二二一	七三	一七二	八四	一七三	二七	三一	一四八	五〇	八七	七三	一一	四三	五	一五〇	八二	一八九	一六一	二七

總計	五二、四一七	七、〇五三	一五六	八四六	一〇八	六〇、五八〇	六四、一七一	三、五九一
三十四年四月末日現在	五三、〇四八	七、七八九	一五三	九四八	一一〇	六二、〇四八		
前月ト比較	六三一	七三六△	三	一〇二	二	一、四六八		

# 叙任辭令

七月一日(内閣)  
 任司法部監獄局長 正四位勳四等 久保田貫一  
 司法部監獄局長正四位勳四等 久保田貫一

叙高等官二等 從六位 小河滋二郎  
 任監獄事務官 監獄事務官從六位 小河滋二郎  
 叙高等官五等 警察監獄學校教授正七位 山上 義雄

兼任監獄事務官 監獄事務官 山上 義雄  
 叙高等官五等 大阪府典獄正七位 眞木 喬  
 任監獄事務官 監獄事務官正七位 眞木 喬

叙高等官六等 千葉縣典獄 中村 襄  
 六月三十日(内務省) 福井縣典獄 古野 嵩央  
 高知縣典獄 三浦 貢

(各通)

叙勳五等授瑞寶章 愛知縣典獄正七位 千頭 正澄  
 烏取縣典獄正七位 長谷川信綱  
 三重縣典獄正七位 綾部 敦磨

叙勳六等授瑞寶章 陸軍監獄長正八位勳七等 淺山敬三郎  
 (各通) 陸軍監獄長從七位勳七等 世木 公亮  
 叙勳六等授瑞寶章 陸軍監獄書記勳八等 後藤鈿之助

叙勳七等授瑞寶章 岡山縣監獄書記兼看守長正八位 河中 常臣  
 叙勳八等授瑞寶章 七月一日(司法部) 監獄事務官 小河滋二郎  
 三級俸下賜 監獄局職務課長ヲ命ス

不行届ノ致ス所ニシテ其職務ヲ怠リタルモノトス依テ文官懲罰令ニ依リ罷免ス  
 六月二日(臺灣總督府) 臺中縣典獄 高屋常三郎  
 明治三十三年五月十日別居留置人王善外一名ヲシテ破監逃走スルニ至ラシメタルノ平素監督不行届ノ致ス所ニシテ畢竟其職務ヲ怠リタルモノトス依テ文官懲罰令ニ依リ罷免ス

六月十九日(内閣) 警察監獄學校教授兼 監獄事務官正七位 山上 義雄  
 任山形縣典獄 警視廳看守長 神尾虎之助  
 叙高等官八等(六級俸下賜) 熊本縣典獄從七位 坪井 直彦  
 六月廿五日(内閣) 陸叙高等官六等 長崎縣典獄 千石 學  
 六月廿六日(内務省) 陸叙高等官六等 陸叙高等官六等 陸叙高等官六等

七月七日(内閣) 愛知縣典獄正七位勳六等 千頭 正澄  
 任大阪府典獄 叙高等官六等 森元 祐  
 三級俸下賜 任愛知縣典獄 叙高等官六等 森元 祐  
 七級俸下賜 叙高等官六等 森元 祐  
 五級俸下賜 叙高等官六等 森元 祐

七月十日(内閣) 叙從七位 正八位勳七等 古野 嵩央  
 叙從七位 正八位 中村 襄  
 叙從七位 正八位 三浦 貢  
 七月十二日(司法部) 監獄事務官 眞木 喬  
 叙從七位 叙從七位 叙從七位

叙從七位 叙從七位 叙從七位  
 叙從七位 叙從七位 叙從七位  
 叙從七位 叙從七位 叙從七位

叙從七位 叙從七位 叙從七位  
 叙從七位 叙從七位 叙從七位  
 叙從七位 叙從七位 叙從七位

本年五月七日重禁錮森屋春吉ヲ大曲監獄支置ヨリ本署ヘ押送ノ途申河邊郡和田村ノ宿所ニ於テ逃走セシメタルハ畢竟部下監督ヲ命ス

叙任辭令

通信

○兵庫縣看守訓練狀況

神戶 本田 平見 報

本縣監獄署は世運の進歩に鑑み、職務の改善統一を期する爲め管内各署の看守にして將來有望のもの十數名を召集し必要の學科及諸科を教授練習し知識の啓發普及を計るを以て、目的とし知事は看守の練習規程なるものを定められ本年五月十五日より實行せられたり其規程の大要科目講師及練習生左の如し

一 支署より召集の看守には往復は普通旅費滞在は一ヶ月七圓の月額旅費を給す

一 練習生の身上及紀律に關する事項は總て第一課長の主管に屬す

一 修業期は二ヶ月とし教授時間一日七時間とし學期の終に卒業試験を行ふ

一 科目及講師左の如し

(一)憲法、參事官法學士有吉忠一君 (二)行政學、參事官法學士添田敏一郎君 (三)刑法、檢事法學士守津忠郎君 (四)刑事訴訟法、判事野添家三君 (五)服務心得、典獄西村茂範君 (六)監獄法總論、第一課長監獄書記鈴木信彌君 (七)監獄法各論、看守長小川安次郎君 (八)衛生學、醫務所長監獄醫二見鉄五郎君 (九)會計法、第三課長監獄書記島田榮吉君實習士は(一)禮式、第二課長看守長花房教君 (二)救急法、醫務所長監獄醫二見鉄五郎君 (四)体操、看守長小川安次郎君 (五)消防器具使用 (六)警部坂本正太郎君

れり  
夫れより茶話各自胸襟を開いて相談す全く解散したるは午後十一時なりき

特別寄書

○讀司法大臣に望むの論

上毛 隨 天山 人

監獄協會雜誌第拾三卷に於て司法大臣に望むとの論題を以て數千言の卓論を掲出せられたり山人反覆之を熟讀するに大に其見を異にする而已ならず論據とする處大に司法部の真相を誤る點あるを以て一言茲に辯駁せざるを得ず論者は監獄を司法專屬とする不可を證する爲め第一監獄の事務は純然たる内務行政の一部なりとし之を司法に屬するは行政上の理論に反すと是誠に偏皮の見を免かれざるなり聞く歐洲諸國に於ても或は司法に專屬するものあり或は内務司法兩者に屬するありて其論據區々一定せざるか如し而して果して各國其論定する處一定に歸せざるに於ては寧ろ司法部に專屬す

一 練習生左の如し  
本署看守部長四名看守六名備一名  
支署看守部長四名看守二名

○空知分監第三回茶話會

四 六 居 士 報

六月三十日は最終土曜日に相當するを以て演武場に第三回茶話會を開く會する者無量百有餘人第一席に於て安藤看守長敗談云ふに附き自己の経験を説き盡して戒諭の要は剛氣以て他を制し忍耐以て機宜を過らざるにありき論て第二席平井看守長刑罰異の要を切實に説き第三席岡看守長致は強力の原動力なりと説き起し更に進て事物の成効は合致の力に依らざるものなきを論じ吾人此責重の任務に居るもの多對の罪因を將ひて改非補善を講ずせんことを欲せし先和衷協同の實を奏せざる可からざる云ふ第四席田代看守長は懲戒とは何や云ふにより懲戒の意義より小河氏の言即ち嚴正なる紀律周到なる監督の下にありて早晩より黃昏に至るまで改道々として就役せしめ眞意に其苦勞を感ぜしむるに至るは懲戒の道其理を得たるものなりと總々千言萬語をなして大に感動せしめられたり

終りて囚人輕罪以上の罪を犯したる時普通刑法を以て論つたる上獄則により懲罰を加ふるの可否ヲ討論論に付き分監長會長席に就き岡看守長の無刑罰囚の又犯罪に對しては施獄事の加罰をなす事必要なり云々所謂條件付否加罰論と安藤田代岡看守長の純粹否加罰論に應援して有銘なる田代看守長以上の賛成あり大勢守人の否加罰論者の聲中に滅せんとするに當り荒原山上下平三看守長の加罰論に次びて吉野君記の其否加罰論の價值なきも其他に存せしむ最後に荒木看守長若し加罰せざることを實表をもたねば存せしむ可きかの質問に對し然り然りと答ふるものあり又「フツツ」の聲響場に湧り終に採決に應じ加罰を可とするもの大多數を占むるに至るを當然なりと考ふ何とぞなれば監獄は刑の執行を司る處にして判官不良者の行爲社會を害する深淺厚薄を審究し惡意の有無輕重を考查して以て其犯狀に適合する刑の言渡をなし専ら悔悟遷善の情を發せしむるを目的とす而して檢事は之か執行を典獄に命し且其執行満了に至り右言渡たる刑を以て其果を得るや否を常に監査するの必要あり故に其執行を實施する官衙は寧ろ司法部に屬するを當然と考ふ山人は常に希望する處なりし且刑事訴訟法第三百三十一條に於ても明らかに既決囚徒改善如何に關し檢事職權を以て特赦を申請し又典獄の特赦申請に贊否の意見を副申するを得ることを極く是即裁判官の言渡たる刑期満了せざるも囚人既に過悔歸善の狀顯著なるに於ては囚人とし拘束使役の必要なきを以て檢事特赦の申請を爲し允裁を乞ふと自由なり然らば即既決囚徒の現狀を常に知らざるを得ざるは勿論にして此場合に於ても司法部に專屬せざる時は既決監内務に屬するを以て囚人現狀を視察せんとするも多少不便宜の感なき能はず否既決工場等の巡視を謝絶せし監獄もありしやに

開けり是司法部專屬を以て著しく利益ありと信ずる處にして檢事常に既決囚徒の實狀を知悉し其真心改善に歸したるものは續々特赦の恩典に浴せしむるとを得公益上甚た美果を得るや必せり而して第二の論旨に司法部專屬となりて司法官に干渉せしむるに於ては自畫自贊の嫌ひありと是何たる言そや今日檢事の職にあるもの豈囚人を苛酷に待遇し苦痛せしむるを以て目的とするものあらんや恰も裁判官檢事を兼ねるか如き筆法を以て茲に例證せらるるは頗る不當と考ふ裁判官にして檢事を兼ねるか如きは外部自畫自贊の嫌ひありとするも可なりと雖も刑の執行者か其執行を實施する官衙に干渉するとを得るを目して自畫自贊の誹りありとは誠に奇々妙々の論旨と言はざるを得ず第三第四の論據に至ては始んど司法官を幼稚視したるものと

言はざるを得ず現行刑罰執行の目的は不良の徒をして一定時間身体を拘束し過悔移善の良意を發せしめ以て良民と伍を爲すに至らしむるに在りて單一復讐的に苦痛を與ふるのみを主義とするにありとさるとは法學一年生と雖も恐らくは皆之を知る

然らず今日の盛況を見るに至れり、監獄費國庫支拂法并に感化法は、美裝して已に世に出て、其の實施將に近きにあり、監獄則及び其の施行細則は、削正せられて大に其の面目を改め、監獄上遺體あることさく、獄舎新築の算按確立して、到る所之の措劃、着手、若くは已に竣工せしめあり、人材養成の法方完備にして、已に幾多の彬々たる名士を生み、出獄人保護の事業は亦、到る所に勃興せり、豈に壯ならずとせんや、斯る急速の進歩は、各國多く其の比を見ざる所にして、大に列國に誇稱するに足るべし、今や我帝國委員は、萬國監獄會議の壇上立ち、雄辯の雄辯を振ひ、是れ等の事實を列國委員の間に紹介し盡して、卒て、英氣雄爽當るへからざるの概あらん、我國監獄事業の發達は、頓て世界に公認せられたりと言ふべし、嗟呼、第六回萬國監獄會議なる哉、而して我監獄協會は、鞏固なる一國獨歩の乾坤に立ち、間接に直接に、斯業を發達せしめつゝあるの多大にして有力なるは、列國をして仰視せしむべき也、則ち虛名なくして實力ある、邪念なくして純潔なる、確信熱誠なる士を以て組織し、互ひに其の孤勇を舒へ、其才華を煥發して、能く自己の素地を養ふと共に、若し斯業の發達を妨ぐべきものに遭遇せば、怒革革新の鉄鎧を風下し、其の内を破り其骨を碎きて再び起つ能はざらしめ、苟も亦斯道の發達に實するものあるを發見せば、手を伴へて僅に限り、飽迄之を助長し之を養成して、其の巨腕を駭凡輩俗の俾徒に試ましめむんば止まず、而して尙以て足れりとせず、數多の参考品を天涯萬里の會場に致して、監獄をして世界的社會事業たらしめんことを勉め、若干の資を投して、我帝國委員の口角を飛ばし、以て我協會を擴張せんとす、我帝國委員の實力を觀せし、以て我協會を破するの勢を以て、以上の事實を演説演義せられたるは、方

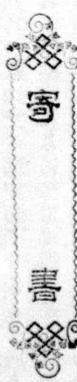
然るに論旨に依れば司法官は必罰的觀念を以て事を見るに豈亂暴の言と評さるるを得んや如此不當の想像を根據として論せらるるか如きは貴會に不似合の事と山人深く貴會の爲痛惜に堪へず一言司法官の冤を雪かんとす

○第六回萬國監獄會議に對する感想

在名古屋 永田勝次郎

十九世紀の文明國は、各々自國の文華に安んずるとして、日新の知識を世界に求め、神祕の眞理を列國に傳へんとすとの機關を造れり、萬國監獄會議の如きは則ち其一也、第六回萬國監獄會議は、世界に於ける二十世紀聖頭の一大事として、目下西歐、白俄國、フランス、露國に開會せられたり、列國爭ふて委員を派遣し、我帝國も又二名の委員を特派せらる、今や會場雄辯、激流澎湃、或は雄々然として實務の得失を論ずるもあらん、或は切々乎として眞理の所在を説くもあらん、所謂虎吼龍騰の壯觀あるべく、列國監獄事業の實況は之に依りて互に紹介せられ、開國監獄の精粹は、之に依りて悉く發展せられ、斯業に於る過去將來の大疑問は、之に依りて悉く決定せらる、該會議の世界を利するや大なりと云ふべし、嗟呼、第六回萬國監獄會議なる哉、回顧すれば我國の監獄事業は、近年冲天の勢を以て進み、以て傑

吾人の第六回萬國監獄會議に對し、無量の快感ある所以は、實に以上の理由あるを以ても、然りと雖も、我獄制の世界に於ける位置を確めんには、彼我事業の發展を全ふせんことを要す、嘗に眼を我れの長所と彼れの短所とに注ぎ、彼れの長所と我れの短所とを疎略するが如きは、決して觀察の精密なるにもせよ、如何に考證の博なるにもせよ、決して眞見を完うしたるものも云ふを得ず、吾人技に彼我獄制の全局面を洞觀して、憂憤の情なき能はざる也、抑々、我國監獄事業の世界の潮流の一端に接せしは、三十有餘年前の事に屬し、其の改良の方面に向て全力を傾注するに至りしは、十數餘年前の事に屬す、彼れに於ては、十八世紀に於て已に然り、十九世紀を経て今は遂に二十世紀に移り、其の間に自然の發達あり、秩序的の經過あり、熱心有爲の士輩出して大に精究する所ありしなり、我れに於ては、然らず、一筋直に十九世紀の後半に突出し、其の煥發せる盛況に接せしのみ、其の以前の經過に於ては若とせず、事蹟の尋ねべきなし、假令發達せざるものありてもせよ、好尚の未だ固定せず、趣味の尙發達せざるものありて、彼我其の位置を争ふべきに非ず、世の一夜劇の豪蕩家、眼りに巨石奇蹟を配列せる、或は頼りに錦繡寶石等を飾り付けて得色あるもの、趣味醜劣せる、具眼の士より見れば、嗤笑の種となるに過ぎず、列國の我獄制觀に於けるも亦此の類に非ざるべきを得んや、是れ吾人の決して忘るべからざる所なりとす、唯時の二十世紀たり進歩の急速なる故を以て、我獄制の位置の彼れと均し高きことを速し、以て之に安んぜんことを欲するが如きは、思はざるの甚たしきものと云はざるを得ず、更に之を事實上に徴せず、未だ一睡も安からざるものありて存するを認めずんばいざ、若し其の醒著なるものを舉ぐれば、初犯者累犯者との比例は、我れの彼れに誇るを得べき耶、在監人と疾病死亡者との比例は、彼我相均しきを得べき耶、囚人作業上の生産額は、我れ彼れに對し遜色なきを得べき耶、當務者の實力と





ると第五懲罰的觀念を惹起せしむると第六作業の生産的ならざる(へら)息苦等々を云ふなり

夫れ囚人の多くは未だ勞働自營の趣味を解せざるが爲め精勵刻苦の習慣を得る能はず其之を得る能はざるの結果遊惰となり遊惰の趣味を窮乏の指き窮乏は即ち犯罪誘因となるを以て宜しく勞働の趣味を感ぜしめて道義上の收斂を防護すると同時に不真分子なる悪習慣を脱却し善良なる好習慣に馴致せしめ併て又刑罰の苦痛をも感ぜしめしめたる(へら)す念宿放縱は殆ど彼れに於て第二の天性にして此種疾は容易に解脱する能はず之が爲め雜居に於ける作業は彼等驟を突へ肩を接して工場に相暴るもかれは苟も機會あれば即ち痼疾を表現し或は科程を偽り或は他人の製作品を窃掠し甚小量ならんに至れば疾病を擴張し或は故らに不熟練を装ひ科程は成る工を急ぎて粗製に流るゝ等は等一々指摘戒諭すんばあらず則ち此を制すれば彼れに起り彼れを抑ゆれば則ち此に破る動もすれば作業の行刑を組成するの要義に浮るの虞れなきにあらず最も慎重の注意を加ふべきものとす而して個別的種々の現象は雜居に在る層尙は多種多様の質相を呈するものなり或は輕躁の如き或は兇暴の如き其之を發現するの機會は寧ろ雜居の場合にありと謂ふべし然るに分房に在りて前陳諸點の弊害なきにあらずと雖も寂々寥寥一房閉鎖の下に強制作業を課せられ其因りて遂に至りたる所以の之を會得し且つ威力の尊嚴を感し國權法紀の強大は海に神聖にして侵すべからざるを諷諭し以て王法公道の尊尙すべきを悟らしめ尙且就役の實況は直の當りたるを認識せしめ如何に藥品を費消し如何に器具を使用し又如何なる感情を如何なる注意を以て作業に従事すべしあるべし又之を認知又は看破し得べきものなり雜居は自然不真分子に化せられ機微の間互ひに相通して作業上種々の手段を施し爲善は以て之を逆ひ誠實は以て之を冷笑し愚直は以て之を罰せられ狡猾は反つて苟免せらるゝものなきにあらず分房

### ○犯罪地理學の必要

岡山 鷲尾 敬 導

合に實收少きもの雖も常に行刑の眞面目を保ち彼れの悪交を絶ち善交を奨め作業趣味を感じ彼れ善後の方法を指導し其民衛生活の正路に就かしむるの手段に於て自由刑其者の本体に適合し彼れ罪囚にして懲感感化する所以の巨題を貫徹するに庶幾らん

地理學の必要なる今更のことにあらず  
志賀州川其者地理學講義に於て述べて曰く  
若し夫れ獨家たらんか太氣の乾濕汚汚及冷熱風位兩地質の構造位置の高卑水陸の分配人口の疎密産物食品人情嗜好等の疾病に關する感應如何を考究せざる可らず何故に五月雨の後はに病者多々なりや何故に貿易風の區域に入れば病者患少なりや何故に「ミュンヘン」市にては疫疾時々盛行するや何故に「テッサリ」地方の住民は平素健ならざるや何故に東京には脚氣患者の多出するや蓋し此等の事柄を考究するには是非地理學上の材料に據らざるべからず

貿易風の區域に入れれば風は恒に一定の方向一定の速力を以て吹き來る故に水手の力を勞すること殊に少し且つ海洋靜穩にして船舶の動搖も亦甚しからず加之此風に依りて海海中の水蒸氣は四方に吹き散せられ晴雨鹹も常に高度を示し船客の心氣躍に爽快なり「ミュンヘン」市は獨逸聯邦「バイエルン」國の

は如斯弊害なきのみならず社交及び共同的生活の原理より人生自ら實際を求むるの至情に投じ克く之を利用して以て作業の啓開發の工風を施さんと欲するの機會を行動戒の如く言葉に適中し作業精勵の克く勇氣を感舞し大に原動力を興へたる識りあるの間

に勞働自營の趣味を感ぜしむることを得べし是等の機會に臨み其指導者言葉に當る處のものには雜居より寧ろ分房に見る處なり然れども凡そ物一得あれば一失あり一長あれば一短あること之の原則に漏れず分房に於ける作業は雜居の作業に比し懲苦少きも日々器械器具及び藥品の配賦製品の調査并に之の出入取締等は容易ならざる手数と時間を要するのみならず作業は生産的にして精神及び身体に害なきものたるさるべからず雜居に於て此類なきにあらざれども比較的簡易無動作なり分房は殊に注意の如何に依り寂寥孤獨の境況に其身を處するものなれば一憂忽ち一憂或は怯懦となり或は失望に沈み或は鬱鬱に呻吟し自省追悔の念を萌し其千種萬様は得て名狀すべからざるものあらん況んや彼れの猜疑心に當む處の罪因にて而かも分房に拘禁するものは益々過激なるものを若し夫れ一歩を誤らば放縱無道自暴自棄に陥り亦如何もすべからざるに至らんと思ふて遂に至らば如何に寒心せざらんや欲するも當得んや此時に當ては徐かに彼れの靜思する時を待て再び彼れ良心の發動を喚起復興せしむるの外なき否なればより速て自ら悔過謝罪せしむるの工風なるべからず而已ならず作業の注意精練は忽ち彼れの身体生命及び階級經濟の上に於て又其種類の適否如何に獨り行刑の目的を達するに於て至大の影響を及ぼすのみならず本人獨りの後後生活の利害に關係する處も少なきを以て之が選擇設定は最も慎重精細の注意を加へんばあるべからず雜居に於ては行刑の要求せる人工的諸種の作業を選択するや敢て難きにあらずされども分房に於ては其之の決定は如く實際家の難する處たり殊に分房に於ける作業は上來陳ふが如く懲苦少きも幾多の器械器具を要し隨て手数と巨額の費用を要する類

首都なり土地極めて卑濕なり「テッサリ」は希臘の北部にある大州なり州内沼地多く飲水不真なり(中略)

尋常の醫家より地理學的知識の必要なる此の如し況んや法醫學國家醫學家おや何ぞ況んや歴史家は固より文學家なり社會學家なり經濟家なり政治家なり皆な地理學上の材料を知悉せざるべからず

と至言あるべし

天文學者が地理學を要するが如くに地質學者が地勢地理を動植物學者が生物地理を一般國民が國民地理を政治家が政治地理を農工商業者が經濟地理を軍人が兵要地理を宗教家が宗教地理を要するが如く刑罰を執行し懲感感化を司る司獄官にして犯罪地理學をも名くや々特種の地理學の必要なくして焉んぞ其効果を奏するを得んや

犯罪の原因の中國的な原因は暫く措て其環境的原因にして地理學上の材料ならざるもの果して幾干やや位置面積氣候地形人口人情風俗商工業の進不教育の普及宗教等一とて犯罪と關係せざるなくまた之が原因たらざるはなし帝國に於て某地方は何故に墮胎罪多きや之と隣接せる某地方に於ては何故に少きや又何故に某地方は放火罪が他地方に比して多きや何故に某々地方は賭博罪と毆打創傷とが比較的にも多きや等一々驗し來りて思考を費さざるは非常に趣味を感ずたま利益を得ること夥からざるべし

吾人は斯の如く犯罪地理學の必要を認むるものなり一日も速かに此者を知る出でんことを望むや切なり少くとも之に先つて斯道研究の高府たる警察監獄學校監獄科の一部として開設教授せられんこ

をなすを得ず特かに開く第一期生授業の際には刑法刑事訴訟法検査衛生法教誨教育法と對峙して獄制沿革史の講演ありたりと獄制沿革史は以て縱に獄制の進歩發達の跡を知り益々改良の計を爲すに足り犯罪地理學は横に之を大にしては世界各國監獄發達の程度を一目に比較知悉すべく之を小にしては我國各府縣の犯罪者の多少其原因等而就て瞭然覺知するを得へし地理學の效用また大なる哉歴史と地理とは事物研究の二大要件たり其一を缺いて

監獄法令

司法省令第二十七號 (三十三年七月十六日)

明治三十二年(七月)内務省令第三十八號監獄則施行細則第十五條ヲ削除す

參照

監獄則施行細則 第十五條特設アリタルトキハ典獄ハ速ニ其旨ヲ所屬長官ニ申報シ所屬所官ハ内務大臣ニ申報ス

能はず今や歴史即獄制沿革史の講演あり地理即犯罪地理學の講演なくして可ならんや將に國庫支辨せならんとする今日全國監獄の統一を企圖せんとする今日斯の如く必要なる犯罪地理學の講演が知識と實踐雙美の司獄官を養成するの我嘗監獄學校に於て之れ無きもの明察々たる當局者の爲めに美玉の瑕瑾として惜むもの敢て妄想を陳して先輩の指教を誦ふ所以なり

會報

○吊慰金贈與

故兵庫縣看守長小川安次郎氏ハ奉職以來滿廿年二ヶ月間獄務ニ從事シ職務ニ勤勉銳意監獄ノ改良ヲ圖リ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡力スル所尠ナカラス其効績顯著ナリトス茲ニ本會規則第三條第九號第三項ニ依リ金拾五圓を贈與ス

明治三十三年外七月四日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

○同上

故滋賀縣看守堀崎鐵次郎氏ハ奉職以來滿十九年三ヶ月間(以下同文)

明治三十三年七月四日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

○同上

故愛知縣看守長神山宗十郎氏ハ奉職以來滿十九年二ヶ月間(以下同文)

神山宗十郎氏遺族

明治三十三年七月四日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

○慰勞金贈與

元滋賀縣看守

西岡衛人氏

奉職滿十四年六ヶ月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓貳拾錢贈與ス

明治三十三年七月十一日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

○同上

元山梨縣監獄署屬

古屋義臣氏

在勤滿十六年一ヶ月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓八十錢贈與ス

明治三十七年七月十七日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

○同上

元警視廳看守

堀内彌三郎氏

奉職滿十年九ヶ月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞者之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金參圓參拾錢贈與ス

明治三十三年七月十七日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

○同上

元神奈川縣看守部長

志田大安氏

奉職滿十年ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞者之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金參圓參拾錢贈與ス

明治三十三年七月十七日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

○維持會員入會報告 (監獄當局者外)

入會月日	會員種別	出金額	官職名	姓名	紹介者
五月二十九日	維持會員		山形縣知事	關義臣君	元山形地方部長 山縣齊高君

五六  
日  
月

同

大津地方裁判所  
檢事正

關 義 幹君

滋賀地方部長  
武村鑠太郎君

十六  
日  
月

同

群馬地方裁判所  
檢事正

福 鎌 芳 隆君

群馬地方部長  
杉野 喜祐君

十六  
日  
月

同

大分地方裁判所  
檢事正

藤 崎 又 三君

大分地方部長  
小野勇次郎君

十六  
日  
月

同

大阪控訴院院長  
判事

加 太 邦 憲君

元大阪地方部長  
眞木 喬君

同

同

同 判事

則 元 可 貞君

同 上

同

同

同 判事

北 代 勝 君

同 上

同

同

同 判事

海 野 達 君

同 上

同

同

同 判事

大 倉 紐 藏君

同 上

同

同

同 判事

磯 部 醇 君

同 上

同

同

大阪控訴院書記

稻 垣 虎 次郎君

同 上

同

同

福井地方裁判所  
判事

村 上 方 君

福井地方部長  
古野 嵩央君

同

同

福井地方裁判所  
檢事正

妹 澤 政 雄君

同 上

同

同

山口地方裁判所  
檢事正

代 永 寬 君

元山口地方部長  
松島 四郎君

十七  
日  
月

同

青森地方裁判所

五十嵐 佐備君

青森地方部長  
松山 爲治君

同

同

島根地方裁判所

福 田 武 規君

元島根地方部長  
角尾 小彌太君

同

同

大審院檢事總長

野 崎 啓 造君

山上 義雄君

同

同

警察監獄學校通  
譯官

小 秋 元 三八吉君

同 上

同

同

警察監獄學校講  
師

名 村 伸 君

同 上

同

同

埼玉縣大里郡令

中 村 孫 兵衛君

埼玉地方部長  
早崎 春香

同

同

埼玉縣知事

伯 爵 正 親 町 實正君

同 上

同

同

愛媛縣知事

本 部 泰 君

愛媛地方部長  
八田 裁明君

同

同

松山地方裁判所  
判事

安 井 重 君

同 上

同

同

青森地方裁判所  
檢事正

入 交 好 雄君

同 上

同

同

和歌山地方裁判所  
檢事正

彦 坂 秀 君

青森地方部長  
松山 爲治君

同

同

和歌山地方裁判所  
檢事正

尾 崎 忠 讓君

和歌山地方部長  
山本 駿次郎君

二十八  
日  
月

同

山口地方裁判所  
檢事正

山 下 昌 義君

同 上

十七  
日  
月

同

一時  
拾 圓

青森地方裁判所

五十嵐 佐備君

青森地方部長  
松山 爲治君

十六  
日  
月

同

一時  
拾 圓

埼玉縣大里郡令

中 村 孫 兵衛君

埼玉地方部長  
早崎 春香

同

同

金 拾 圓

愛媛縣知事

本 部 泰 君

愛媛地方部長  
八田 裁明君

同

同

維持會員

松山地方裁判所

安 井 重 君

同 上

同

同

維持會員

青森地方裁判所

入 交 好 雄君

同 上

同

同

維持會員

和歌山地方裁判所

尾 崎 忠 讓君

和歌山地方部長  
山本 駿次郎君



◎神谷典獄弔慰金追加 前號會報末尾有志諸君醴集ノ金員四拾五圓七拾錢ヲ四拾六圓七拾錢トシ其内  
歸ニ左ノ一項ヲ追加ス

金壹圓

武村 錄次 郎君

右 報 告 ス

明治三十三年七月

監獄協會委員長

◎監獄協會事務所移轉

今回左ノ個所へ移轉候間會計ニ關セサル事務一切同所宛御往復被下度候

麴町區永樂町壹丁目三番地 (前號二町目トセシハ誤植)

◎本會宛送金爲換振込局及指名人

自今本會へ御送金ノ節ハ

東京千住局へ御振込被下其指名ヲ

東京集治監若山茂雄 宛東京集治監へ御往復被下度候

附言 從來鍛冶橋監獄警務正啓指名四谷郵便局へ振込可相願之處事務所又ハ出版主任ニ指名セラレ振込局ノ如キモ各地方區々ニ涉リ東京市郡ノ局所へ適宜御振込相成候向不少引出方頗ル繁雜ヲ極メ候間自今前記東京集治監若山茂雄指名トナシ振込局ハ必ス千住局トセラレ度此段特ニ兎金主任官ノ御注意ヲ乞フ

◎東京茶話會休會 當七、八兩月ハ暑中ニ付開會不致此段報告ス

明治三十三年七月

監獄協會

(行發期定回一月每)

# MAGAZINE

OF THE  
**PRISON SOCIETY OF JAPAN.**

No. VII. July, 1900.



VOL. XIII.  
**CONTENTS.**

**Front-piece:—**

Portraits of Mr. Tadaichi Iwahara, Head of the Finance Section, Judicial Department, and of Mr. Keijirō Yamashita, Architect of the same Department.

**Editorials:—**

The Importance of infusing a better Idea of Prisons among our Countrymen.

**Leading Article:—**

What we expect from the Head of the Priso Bureau.  
By Jō Nakamura.  
The System of Superintending Prisons. By Teijiro Ueda.

**Miscellaneous:—**

Discipline and Practice (III). Lectures by Mr. Shigejirō Ogawa.—The Distribution of Prison-Officers.—Tit-bits.

**Charities:—**

On the Criminal Tendency of Discharged Prisoners.  
By Mr. Taneaki Hara.  
On the Limits of Work in the Care of Discharged Prisoners.  
By Mr. Kosuke Tomeoka.

**Statistics.**

**Official Appointments.**

**Correspondence.**

**Contributed Articles:—**

On the Importance of Criminal Geography, etc.

**Reports.**

Price seven sen per copy.

**THE PRISON SOCIETY.**

No. 27 Araki-Machi, Yotsuya, Tokyo, Japan.

明治三十三年七月二十日  
(明治二十七年二月廿六日  
遞信省認可)

發行人兼編輯人  
印刷所  
東京市麴町區內幸町一丁目五番地

惠監磯磯  
獄村村  
愛協免政  
堂會貞富

(番十八百町番話電)